

# 平成25年塩尻市議会3月定例会

## 福祉教育委員会会議録

日 時 平成25年3月6日(水) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

### 審査事項

議案第 8号 塩尻市重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例

議案第10号 塩尻市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例

議案第11号 塩尻市教育振興審議会条例

議案第23号 平成25年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目桧川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

### 出席委員

委員長	山口 恵子 君	副委員長	宮田 伸子 君
委員	永田 公由 君	委員	金子 勝寿 君
委員	森川 雄三 君	委員	中原 巳年男 君
委員	鈴木 明子 君		

### 欠席委員

なし

### 説明のために出席した理事者・職員

省略

### 議会議務局職員

議事調査係長 上村 英文 君

午前9時59分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですけれども、ただいまから3月定例会福祉教育委員会を開催したいと思います。どうぞよろしくお願いたします。本日の委員会は、全員出席しております。審査に入る前に理事者からあいさつがあればお願したいと思います。

理事者あいさつ

**副市長** おはようございます。本会議の後、委員会を開催をいただきまして、大変ありがとうございます。本日の委員会でございますけれども、条例案件、特に新年度予算の御審査をいただくことになっております。新しい事業もございますので、よろしく御審査をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

**委員長** それでは、本日の日程を副委員長のほうから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

**副委員長** 皆様、おはようございます。本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は別紙の委員会付託案件表のとおりです。なお、今回の委員会で見察はございません。よろしくお願いいたします。

**委員長** それでは、ただいまから議案の審査を行います。なお、審査には、議案に関係する職員のみのお出席といたしますので、随時退室してください。また、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行へ御協力をお願いします。

### **議案第8号 塩尻市重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例**

**委員長** それでは、初めに議案第8号塩尻市重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

**福祉課長** おはようございます。議案第8号塩尻市重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。議案関係資料23ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由ですけれども、心身に重度の障害がある者の在宅での生活支援は、障害者自立支援法による障害福祉サービスの利用や地域生活支援事業等による支援の充実が図られてきていることに伴いまして、重度心身障害者福祉年金の支給要件を見直すため必要な改正をするものです。

概要につきましては、重度心身障害者福祉年金の支給要件に新たに特別障害者手当の支給を受けていないことを加え、規定を整備するもの。また、20歳以上の重度心身障害者又はその者と生計を一にする保護義務者で、当該年度における市民税が課せられたものには、重度心身障害者福祉年金を支給しないこととするものです。

次の24、25ページをお開きください。新旧対照表をごらんください。第3条を現行では支給の制限としていますが、改正案では支給要件に改め、第3条第1項第1号から第3号は、支給を制限する内容を支給要件になるよう改正し、かつ第3号では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2の規定による特別障害者手当、この手当は重度の障害を有し、日常生活で特別な介護を必要とする20歳以上の障害者に対して、精神的、物質的負担の軽減の一助として支給される手当で、この手当の支給を受けていないことを加えたものです。また、現行の第3条第1項第4号では、当該年度の市民税が課せられている者は支給が制限されていましたが、改正案では第3条第2項として、20歳以上の重度心身障害者又はその者と生計を一にする保護義務者の当該年度の市民税が課せられているものは、支給を受けることができないものとしたものです。

第4条、受給権の消滅では、支給要件の整備をしたことに伴い、現行では第1項第5号、障害者福祉手当及び福祉手当の支給を受けることになったときは、受給権が消滅することとしていましたが、改正案では、障害児福祉手当及び福祉手当に特別障害者手当を加えたものです。第7号は、現行では、市民税が課せられることとなったときとなっていますが、改正案では、第3条第2項で、20歳以上の重度心身障害者又はその者と生計を一にする保護義務者の当該年度の市民税が課せられているものは支給を受けることができないものとしたことから、市民税が課せられることとなったときに、20歳以上の重度心身障害者又はその者と生計を一にする

る保護義務者に限る、を加えたものです。

条例の施行とは、平成25年分の課税状況で判断する平成25年7月1日からとし、施行の日以降の年金の支給期間から適用するものです。

今回見直しをする際には、公的費用による支援の併給、障害基礎年金の受給年齢に達していない20歳未満の児童は、障害福祉サービスを受ける際には、保護義務者、親になりますけれども、所得により1割負担をしている家庭がほとんどであり、子育て支援として継続が必要であること。また、20歳以上の障害者で所得の低い世帯に対しては、生活の安定を図るために継続が必要であるということを考慮したものです。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

**委員長** ただいま説明を受けましたので質疑を行います。委員の皆様より質問ありましたらお出しただきたいと思ひます。

**永田公由委員** 重度心身障害者で20歳以上の方っていうのは、塩尻市には何名くらいいるんですか。

**福祉課長** 今、20歳以上の方で970人です。

**永田公由委員** それで、市民税が課せられるということになると、所得が大体どのくらい以上になると課せられるわけです。

**福祉課長** 済みません。係長から答弁させます。

**福祉給付係長** 市民税が課せられる場合についてですけれども、その方の世帯の状況、世帯員の数等によって若干違ってくるかと思ひます。ですので、その方が所得がたくさんあっても扶養の人数がたくさんいると、市民税が非課税になる場合もありますし、お二人暮らし程度ですと、所得が若干低くても課税になつての方というのはいます。金額的には幾ら程度ということは、はっきりとはちょっと申せないですけれども、そんな感じです。

**永田公由委員** それでその障害者、このいわゆるね、年金っていうのも、それぞれによって970人の方がいれば、それぞれ違うわけですか、年金の額というものは、障害の程度によって。

**福祉課長** 済みません。係長のほうから。

**福祉給付係長** この制度につきましては、塩尻市から福祉年金という名前で受給者のほうに支給しておりますが、これは受給者が何らかの掛け金を掛けてということではなくて、市が、在宅で生活をしている重度心身障害者の方の生活支援をするという目的で給付しているものですので、受給者のほうからお金をいただいているということはありません。

**永田公由委員** それはわかるんだけど、要は、幾らくらい支給しているかということ。それが程度によって違うのかどうかということ。

**福祉給付係長** 申しわけありません。支給している額につきましては、20歳未満の障害児につきましては月額4,000円の支給をしております。ですので、年額で48,000円。20歳以上の障害者に対しましては月額3,000円の支給をしておりますので、年額で36,000円となっております。

**委員長** いいですか。

**永田公由委員** はい。

**森川雄三委員** そうすると、今回、何名くらいが対象になってくるわけ。

**福祉課長** 課税世帯は、今現在支給、この年金の対象者が1,000人くらいおりますけれども、課税対象者

が、大体470人くらい該当してくるというふうに見ております。

**森川雄三委員** これ、別にあれだよ。国がそうしろってということじゃなくて、いわゆる市の形なわけですよ。

**福祉課長** この事業は市の事業ですので、市として検討をさせていただいたものです。

**森川雄三委員** そうすると、470人というと、年額どのくらい浮くかというか、いう話なんだが。百二、三十万円くらいのもですよ、単純に。そのためにこういうことをするのかという一つの疑問が出るんだが、その点はどういう、どうです。

**福祉課長** 自立支援法によります障害者の方のサービスっていうのが充実してきておりまして、この障害福祉サービスにかかわります予算ベースですけれども、平成22年度では1億9,000万円ぐらいの予算額でした。それが平成24年度の当初予算では5億5,000万円ほどの予算がかかってきているということで、給付金につきまして額がふえてきている、サービスが充実してきている。十分ではないかもしれないですけれども、充実がしてきているという中で、果たしてこの年金というものが必要なかどうかということを考えていただいて、見直しをさせていただいたものです。

**森川雄三委員** はい。

**鈴木明子委員** 私は、この重度心身障害者福祉年金という金額を調べてみて、年額48,000円ってなったので、なんか月額の間違いじゃないかと思ったくらいで、今、答弁お聞きしてて、そういう金額なんだなっていうことを改めて確認させていただいたとこなんですけど、特別支給対象者が1,000人くらいで、20歳以上が970人で、特別障害者手当受給者が75人、課税世帯が477人ってことは、今回の条例によって受給できなくなる数というのが、この477人が対象っていうふうに見ればいいってことですか。

**福祉課長** そうです。それから、特別障害者手当を受給している方も対象から外れますので、この方が75人いらっしゃるんです、課税世帯477人と合わせまして550人くらいが対象から外れるということになります。

**鈴木明子委員** それとですね、扶養しているっていうか、同居している人の収入によって左右されるっていうことについてですが、障害のある方が自立して生きていくためっていうので考えますと、そこが考え方がおかしいなあいつも思ってるんですが、これは国の考え方がそうなので、市もそのようにっていう考え方なんでしょうか。

**福祉課長** 国がそうだからということじゃなくて、他市の状況も見まして、その中で全体の予算、それから今、障害を抱えていらっしゃる方のサービスの受給状況等を考える中で、日常生活に不便ないようにサービス提供ができるように計画を策定する中で、生活の支援をしているということで、年金、お金を払うことについては、検討が必要じゃないかという課題を持ったために検討をしてきて、こういう見直しをしてきたということです。

**委員長** ほかにございますか。よろしいですかね。

なければ、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** なければ、採決を行います。議案第8号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第8号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

### 議案第10号 塩尻市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例

**委員長** 議案第10号塩尻市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

**男女共同参画・人権課長** それでは、議案第10号塩尻市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例を御説明いたします。議案関係資料28ページをごらんください。

提案理由でございます。塩尻市住宅新築資金等貸付事業において借り入れた資金の償還が完了することに伴い、塩尻市住宅新築資金等貸付条例を廃止するものでございます。条例の施行は平成25年4月1日から施行するものでございます。

この制度の経過について若干説明申し上げます。この貸付事業につきましては、同和地区の環境改善を図ることを目的に、塩尻市におきましては、昭和47年度に改築資金の貸し付けを開始しております。昭和49年度には塩尻市はこの条例を制定いたしまして、国、県より補助金、貸付金額の4分の1の交付を受けまして、昭和50年には新築資金の貸し付けを開始しております。昭和52年からは宅地の取得資金の貸し付けも開始しております。これまでに改築資金としまして21件、新築資金としまして18件、宅地の取得資金として7件、計46件、貸付金額にしまして総額1億8,250万円の貸し付けを行ってきた事業でございます。現在は、下水道への接続をするための水洗化の工事への住宅改修の資金を貸し出す制度となっております。今年度塩尻市で貸付資金として借り入れました市債の償還が完了することから、この貸付条例と同事業の特別会計を廃止するというところでございます。説明のほうは以上でございます。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様より質問ありましたらお出しください。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、採決を行います。議案第10号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第10号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

### 議案第11号 塩尻市教育振興審議会条例

**委員長** 議案第11号塩尻市教育振興審議会条例を議題といたします。説明を求めます。

**教育総務課長** それでは、議案関係資料29ページをお願いいたします。議案第11号塩尻市教育振興審議会条例について説明をさせていただきます。

1番の提案理由でございますが、本市の教育の振興に関する事項を調査審議するため、塩尻市教育振興審議会

を設置することに伴いまして、新たな条例の制定をお願いをするものでございます。

2番の概要につきましては、塩尻市教育振興審議会の任務、あるいは組織等を定めるものでございますが、これにつきましては、議案のほうで説明をさせていただきます。

3番の条例の新旧対照表でございますが、審議会の委員という非常勤特別職の設置に伴いまして、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例、この新旧対照表につきましては、次のページのとおりでございます。非常勤特別職の最後に教育振興審議会の委員を加えるというものでございます。

4番の条例の施行等につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

それでは、議案について説明をさせていただきますので、議案集になります。議案第11号をお願いいたします。議案第11号塩尻市教育振興審議会条例でございます。まず条例の第1条審議会設置の目的でございますけれども、本市の教育の振興に関する事項を調査審議すること、これを目的とするものでございます。その活動内容につきましては、第2条の審議会の任務というところがございます。

まず1号でございます。教育基本法第17条第2項の規定による教育振興基本計画の策定にかかわることでございます。平成18年度に教育基本法が改正をされまして、地方公共団体では、教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めることが、努めるということが規定をされております。県内19市におきましても、6市が策定済みでございまして、5市が検討中でございます。本市におきましては、教育にかかわるこうした個別計画がございませんので、平成27年度からの第五次総、塩尻市総合計画の策定にあわせまして、塩尻市独自の教育振興基本計画を策定しようというものでございます。

次に、第2号でございますけれども、後段でございます。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事項でございます。これにつきましては、毎年教育委員会が執行をする事業ですとか事務、この点検と評価を行いまして、この本委員会の協議会におきましてもその内容を報告をさせていただいているところでございます。この教育委員会の評価と議会への報告義務が、この前段でございます、地方教育行政にかかわる法律第27条で規定をされているということでございます。これまでこの点検評価につきましては、私ども事務局ですとか、教育委員会の内部で行ってまいりました。したがって、これからはこの評価を行うに当たりまして、第三者機関といたしまして、本審議会における評価もいただくということでございます。

その他、第3号でございますが、教育委員会が必要と認める事項ということで規定をさせていただいたところでございます。

次に、第3条の組織と第4条の任期でございますけれども、20人以内を予定をして、任期は2年としてございます。ちなみに、市の総合計画審議会は30人以内、任期1年ということでございますが、この条例案の検討につきましては、他市の審議会等の構成について参考にさせていただいたところでございます。メンバーにつきましては、1号から4号まででございます。識見を有する者、教育関係者、公募による者、その他教育委員会が必要と認める者ということでございまして、教育関係者、これは幼保小中高といった教育界を初めまして、会議所からの産業界ですとか、あるいは区長会、民生児童員協議会といった地域の皆さん、またPTAですとか子育てサークルといった諸団体、こういったところからバランスよく構成をしてみたいというふうに考えております。また必要に応じまして、専門的な事項を検討していただくために、専門部会の規定を第7条に定めさせていただきました。平成25年度につきましては、この審議会の開催を4回程度予定をしております。この条例議決

後、各団体に選出を依頼をいたしまして、できれば6月頃発足をしたいなというふうに考えております。教育振興の基本計画にかかわる部分につきましては、国ですとか県等におきます政策や、計画の調査と整理、これを行ってまいりまして、本市を取り巻く現状、それから課題の抽出をいたし、総合計画の策定作業と整合を図りながら教育の目指す方向、基本構想案というようなどころまで進めてまいりたいというふうに考えております。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**委員長** それでは、ただいま説明を受けましたので、質疑を行います。委員の皆様より質問ありましたらお出してください。

**副委員長** お願いします。公募による者というのがありますが、公募はどのような方法でいつごろの期間で予定されてますでしょうか。

**教育総務課長** 現時点では、2名から3名を予定しております。議決後すみやかにホームページ等を使用いたしまして、公募をかけてまいりたいというふうに考えております。

**副委員長** 期間はどのくらいでしょうか。

**教育総務課長** 公募の期間は1カ月程度を見込んでおります。

**副委員長** 先ほど教育関係者のところに、PTAだとかサークル連絡会などそういった保護者の声も上げていただけるということなんですが、役員をあて職で来た場合、役員は毎年改選されてしまうんですけど、委員の任期は2年となっているようですが、そういった場合、あて職で来るのか、それともその方個人に委嘱をするので、その方に2年間続けていただくのか、そういったあたりのお考えをお聞かせください。

**教育総務課長** 諸団体に選出の依頼をしていく予定でございますけれども、諸団体の中から適任者を推薦、選出をしていただきたいというお願いをしまつりでございます。したがって、あて職となった方が、このメンバーとして選出されるという可能性はあるのかなというふうに思っておりますが、あて職でございますも、任期、補欠期間の任期は、前任者の残任期間ということでございますので、その点につきましては、引き継ぎ等について十分配慮をしまつりと思っております。

**副委員長** 要望なんですが、それを受けていただく際に、例えばPTAの会長さんがあて職で来たとしても、その方が2年間続けていただけたら、そういったことを、依頼をする際に要望をしていただけたら、同じ方が2年間、最初から自分はこの委員に対しては2年間受けるという形で来ていただけたらと思うので、その辺の御配慮をいただけますようよろしくお願ひします。

**委員長** 要望ですね。

**副委員長** はい。

**委員長** ほかにございますか。

**鈴木明子委員** まず、そもそものところですが、この教育振興基本計画っていう考え方については、教育基本法が改定されたことの中で出てきた考え方っていうこと、それまではそういうものはなかったということでしょうか。

**教育総務課長** 既に国も県も先行して教育振興基本計画を策定をしております、今、県においても第2次の教育振興基本計画を策定している状況でございます。私ども本市にとりましては、こういった教育にかかわる政策的、施策的なものにつきましては、現時点では、総合計画の第1章と第2章にかかわる分野にしかございませ

ん。本来ですと、教育施策につきましては成果があらわれにくいとは申しますけれども、教育に関するビジョンがあって、そしてそれに基づく具体的な事業があり、目標があって、進行管理を進めていくのが一番ベストではないかというふうに思っておりますけれども、そういった個別計画がございませんので、教育政策の進行管理を図るためにもこういった個別計画が必要だということで、今回提案させていただいたところでございます。

**鈴木明子委員** はい、わかりました。それでこの審議会の中で検討されて、こういう基本計画策定に向けて話をしていくと思うんですが、総合計画などでもそうですが、大体こう事務局とかところで、大体こう資料材料をそろえていくのか、それともこうした審議会のメンバーがそろったところで、ゼロからスタートしてつくっていくのか、その辺の考えがありましたらお聞きしたい。

**教育総務課長** 進め方でございますけれども、やはり塩尻市を取り巻く教育の現状と課題については、ある程度の資料を事務局のほうから提示をする必要があるかというふうに思っております。それから、進むべき方向につきましても、現時点での教育施策、これを骨子として委員の皆さんにお示しをしていく必要があるのかなというふうに思っております。それについて、第三者であります委員さんそれぞれの分野からの御提言を教育委員会にいただきまして、教育委員会にフィードバックをさせていただきまして、最終的にはそれに肉づけを行いながら、あるいは方向転換を行いながら、計画案を決定をしていくと、こんなスケジュールになろうかというふうに思っております。

**鈴木明子委員** わかりました。意見というか要望ですが、こういう各分野から第三者の方たちが集まっていたく場になるわけですので、固定的な考え方がなくするために第三者機関をつくるということなので、そういう方たちの意見がよく反映されたものとなることをぜひ据えていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

**委員長** 要望ということでよろしいですね。ほかに。

**永田公由委員** 先ほど副委員長のほうから言われたことなんですけども、やはりこの審議会を形骸化させないためにも、委員の任期っていうのはやはり2年というのをきちんと守ってほしいんですよね。あて職だから1年で交代して引き継いで次の人が出てくるっていうんじゃなくて、それは副委員長と同じ意見で、ぜひ2年間というものを務めていただきたいと思うし、それからこの(1)(2)(3)(4)いろんな形で20人以内ということなんですけど、これ(1)から(4)まで大体何名くらいずつ予定されてるわけですか。

**教育総務課長** 現時点の案で申しわけございませんが、教育関係者から先に言わせていただきます。教育関係者が第2号にありますけれども、これは先ほど申し上げましたように、幼保小中高、大学、市P連、それから保育園の保護者会、あるいは社会教育委員というようなことで8名程度でございます。それから、識見を有する者につきましては、商工会議所あるいは青年会議所、企業あるいは区長会、民教、女性団体というようなことで7団体程度でございます。あと公募によるものにつきましては、二、三名というようなことを予定しております。

**永田公由委員** あれですか、この市外のいわゆる外部の識者を入れるという考えは持ってますか。外部、要するに市外の、いわゆる識見を有する者は入れる予定はありますか。

**教育総務課長** 現時点では、本市独自の教育振興基本計画の策定、それから本市の教育施策の進行管理というようなことの役目をお願いをするものでございますので、市内の構成メンバーで考えておりますけれども、場合によりましては、市外の第三者の活用というものも配慮をしてみたいというふうにも思っております。

**永田公由委員** それから教育委員は入るわけですか。

**教育総務課長** 教育委員会にはメンバーは入っておりません。

**永田公由委員** いないってことだね。

**委員長** よろしいですか。

**永田公由委員** それからこれも要望なんですけど、今までの審議会を見てるとね、各団体から出てきた方たちってというのは、なかなか発言がないんですよね。やはりその辺の人選については、きちんとその教育に関心を持ってもらったりとか、真剣に取り組んでもらえるような方を出してもらうように各団体には強く要望をしていたかないと、全くその教育総務課でかいた絵をただなぞってくだけのような審議会になる可能性がありますんで、その辺については要望としてお願いをしておきたいと思います。

**委員長** ほかにございますか。

**森川雄三委員** このいわゆる審議委員会なんだがね、ちょっといまいちはっきりわからんが、教育長のお考えはいかがです。

**教育長** 今の第四次総合計画の中に教育分野の施策について書かれているわけでありましてけれども、今、教育のあり方がさまざまところで問われてきている時期であるかと思えます。教育基本法も改正され、またそれに関するさまざまな法律も改正されてきている中で、では本市は、いったいこれからどのような人材を育てていくのか、それを明確にしていかなくちゃいけないだろうと、そしてそれを市民がきちんと共有をして教育に当たっていく、例えば今、さまざまところで課題になっている家庭、または地域の教育力っていうようなことに関して、じゃあ市の市民はどういう共通の考え方を、生まれてからおよそ18歳、成人するまで、自立するまでの子供を育てていくのか、そういうようなことについても、これから考えていかなくちゃいけない時期に当たってきています。そういったことからいった時に、ではそれを、どう学校教育でその課題に対して対応していくのか、そんなことをきちんと考え、そして方向を定めて、それを具体的な施策に結びつけて、これからの塩尻市、またこれからの世代を担う人材を育成していく、そのためにこの審議会がどうしても必要であるなど、そういうように私は考えております。

**森川雄三委員** 御意見と言いますか、わかりますけれども、そういった問題は教育委員さんが本来やっていくべきなんじゃないかななんて、こう思うんですけれどもね、いわゆる屋上屋じゃないかというような気もしないでもないんですけれど、いわゆる委員さんの諮問によって教育のあり方をそこで審議をしていただくということであるんなら、もしかしたら委員会の中で委員の皆さん方が話をしたって一緒ではないのかな、なんて思うんですけれどもね。確かに大勢の皆さんにいろんな御意見をいただきながら、さらに進歩発展させていくことは、悪いことじゃないと思うんですけれども、ちょっと一瞬感じた場面があったもんですから、意見として申し上げたんですが、まあわかりました。

**委員長** ほかにございますか。

**金子勝寿委員** 先ほどの説明の中で、他市も策定済みという話だったんですが、他市の策定済みの時期、別に当市が遅れたとかそういうことじゃなく、この時期になった理由も含めて答弁をお願いします。

**教育総務課長** 他市の状況でございますが、まず長野市は平成24年4月に、松本市は平成24年3月に策定をいたしました。もっと早い時期の策定は、飯田市が平成22年4月、あるいは飯山市が平成21年7月と、このような状況でございます。本市といたしましては、教育振興基本計画の努力義務規定は、教育基本法の改正に

より可能となりましたけれども、当面、後期基本計画を策定したばかりでございましたし、その第1章、先ほども説明申し上げましたように、第1章、第2章の進捗管理に努めていこうというようなことで、この上位計画を進行管理のための資料として活用していたということですが、これまで取り組んでくる中で、さらに具体的、それから重点的な事業を位置づけて、それを評価し、進捗管理、PDCを回していく必要もあるのではないかなというようなことで、こういった取り組みに着手をしたということでございます。

**委員長** よろしいですか。

**副委員長** 済みません、もう1点お願いします。先ほどの御説明だと五次総と同じように、並行してこれも計画が策定されるようなんですけど、その五次総との整合性というのはどのように図られますでしょうか。

**教育総務課長** 政策的なものにつきましては、五次総は上位計画でありますので、その上位計画の政策に整合していく、施策的なものにつきましても整合していくというような作業を進めてまいりたいと思います。五次総につきましても、この平成25年、26年で、市民の声を拾うようなアンケート調査ですとか、市民満足度調査をやる予定でございますけれども、そういった中に教育分野にかかわる質問項目等も取り入れていただきまして、そういった意見も反映をしていきたいということも考えておりますし、また、来年の予算の中で出てまいります子ども・子育て支援事業計画というものにつきましても、平成25年、26年で策定をする予定でございます。そうした計画につきましても、市民の声を拾うようなアンケート調査を行いますので、そういった策定作業とも連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

**副委員長** 要望ですが、それぞれがばらばらに動いてしまわないように、密な連携を取っていただけますよう、よろしくをお願いします。

**委員長** ほかによろしいですか。私から1点お願いします。先ほどの森川委員の質問とちょっと重なりますが、教育委員とこの審議会のメンバーとの関係性というか、かかわり、その辺がどういうふうになるのかということところがちょっとわかりにくい点と、このメンバーの中に教育委員は入れない、入っていないというところを、その理由ですかね、その辺お聞きしたいと思います。

**教育総務課長** 教育委員の役割といたしましては、広く地域住民の声を教育施策に反映するというのが一つの大きな役割であります。けれども、教育委員さんのほかにそれぞれの分野の第三者を、メンバーを加えまして、幅広く市民の声を教育施策への反映のために拾い上げたいという役目がこの審議会でございます。したがって、審議会で提案いただいたものにつきましては、教育委員会にフィードバックをいたしまして、教育委員会の中でも検討をさせていただきます。あくまでも教育計画を決定するのは教育委員会の職務権限でございますので、そのためのさまざまな意見、提言をこの審議会にいただくというようなことを考えております。

**委員長** ほかによろしいですか。

**森川雄三委員** これとは別に、学校評議員制というのがありますよね。各地域の学校に、要するに、何と云うか、お手伝いするというか、協力をするというか、そういう方々だと思うんですけども、そこら辺との整合はどうですか。全然別のものですか、これは。

**教育総務課長** 委員御指摘のとおり学校評議員につきましては、開かれた学校づくりを進める上で、学校運営に対して地域の声を反映させるというような役割を担っていただいている組織でございます。したがって、メンバーの中には、学校関係者の中に学校評議員の皆さんをつけ加えて構成をさせていくということも必要では

ないかというふうにも考えております。

**森川雄三委員** 地域のね、教育というか、学校のあり方っていうのはやっぱり、地域の人が良くわかってる場面が多いと思うんですね。きっと一生懸命やっていただいていると思うんですけども、例えばいじめの問題とかそういうものだって、意外と地域の方々が本当にわかっているのか、わかっていないのか、そこら辺でしっかりと見ていただくような、もう少しシステムを充実させるというかね、この審議会自身は、いけないとは言わないですけども、ぜひそこら辺と一緒にあってね、合わせた、いわゆる審議会的なものにしてほしいなと、こんなふうに感じましたので、ぜひ研究をしていただきたいなと思います。意見です。

**委員長** ほかにはよろしいですか。ないようですので、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、採決を行います。議案第11号につきまして、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第11号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次、第23号に入りますが、その前にここで10分間休憩を取ります。55分から開始いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時55分 再開

**委員長** それでは、休憩を解いて再開いたします。

**議案第23号** 平成25年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

**委員長** 議案第23号平成25年度塩尻市一般会計予算中、歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費を議題といたします。審査は区分をして行います。まず初めに2款総務費を議題といたします。説明を求めます。

**男女共同参画・人権課長** では、私のほうから総務費14目人権推進費につきまして御説明いたします。予算書108、109ページをごらんいただきたいと思います。主なものを御説明いたします。そのページ、説明欄の一番下の白丸になりますけれども、人権推進啓発事業でございます。一番上の黒ポツでございますが、人権擁護審議会委員の報酬8人分を計上してございます。それから下から2番目、人権擁護委員協議会負担金、こちらにつきましては、市内で活躍されてます人権擁護委員さんの活動を支援するものでございまして、人口割で一人当たり3円、それから市内10人の委員が活動しておりまして、その人数割一人当たり6,700円の合計で27万円の経費を負担金として支払うものでございます。それから一番下、犯罪被害者支援センター負担金でござい

ます。こちらにつきましては、犯罪被害者等基本法に基づきまして、民間の団体であります長野犯罪被害者支援センターを支援するものでございます。人口当たり2円の負担ということで、13万円支出するものでございます。以上でございます。

**総務課長** 続きまして、15目市民交流センター費の説明をさせていただきます。説明資料では40ページでございます。あと予算書では110、111ページでございます。予算書の111ページをごらんいただきたいと思います。まず最初の黒丸、嘱託員報酬でございます。これにつきましては、嘱託員3人分の予算ということで827万5,000円となっております。

2つ目の丸、職員給与費でございますが、現在の総務課及び市民活動支援課職員8名分の関連の予算でございます。6,584万3,000円となっております。

次の丸でございます。市民交流センター管理諸経費でございます。主なものだけ御説明申し上げます。中ほどの黒ポツ、施設管理委託料でございます。これにつきましては、市の専有部分の管理費、清掃、警備、空調機器の保守点検等でございますけれども、3,570万円となっております。次の黒ポツ、駐車場整理業務委託料でございます。これにつきましては、市民交流センターの駐車場の整理、駐輪場の指導、整理清掃等でございますが、224万1,000円となっております。次の黒ポツでございます。駐車場使用料でございます。これにつきましては、市営駐車場の使用料でございます。900万円となっております。1つ飛ばしまして黒ポツ、施設管理分担金でございますが、これにつきましては、えんぱーく、市民交流センターの共有部分の負担する分担金ということで、内容につきましては、電気使用料ですとか、上下水道使用料等となっております。5,997万9,000円となっております。

次の黒丸、市民交流センター交流企画事業でございます。2つ飛ばしていただきまして3つ目の黒ポツ、臨時職員賃金でございますが、4人分の臨時職員賃金となっております。504万9,000円となっております。2つ飛ばしていただきまして、次の黒ポツ、講師謝礼でございます。これにつきましては、交流企画事業で行いますイベント等の各種講座、講演会等の費用となっております。204万4,000円となっております。ずっと飛ばしていただきまして一番下の黒ポツ、IT講座運営事業等委託料でございます。これにつきましては、市民向けのパソコン講座等の委託料ということでございますけれども、500万円となっております。続きまして、112、113ページでございます。113ページをごらんいただきたいと思います。上から3つ目の黒ポツ、交流企画イベント開催委託料でございます。これにつきましては、交流企画事業の委託料、科学実験教室ですとか、親子ものづくり教室の関係の委託ということで280万円となっております。次の黒ポツ、情報関連機器保守点検委託料、これにつきましては、市民交流センターのパソコン等の保守点検の委託料で840万円となっております。最後の黒ポツでございます。備品購入費でございます。これにつきましては、市民交流センターの会議室等に使用します追加分の会議用の机やイス等の購入費ということで123万4,000円となっております。以上でございます。

**市民活動支援課長** 続きまして、協働のまちづくり推進事業についてお願いいたします。資料につきましては41ページをあわせてごらんください。一番上の黒ポツ、協働のまちづくり推進委員会委員報酬でございますけれども、10人分の委員報酬でございます。平成25年度は4回の開催を予定しております。真ん中よりやや下、市民活動支援業務委託料になりますけれども、136万5,000円ですが、こちらにつきましては、人

財育成、また団体交流会等の委託業務にあわせて、コーディネーター業務を委託する費用になります。下から2番目、協働のまちづくり提案事業補助金でございますけれども、資料のほうをごらんいただきたいと思います。協働のまちづくり基金を活用し、広く市民活動団体の主体的な事業を支援し、市民協働意識の醸成や市民公益活動団体の自立促進を図るということで、お願いいたします。新年度につきましては、塩尻市まちづくりチャレンジ事業補助金制度といたしまして、展開していく予定でございます。その下の黒ボツ、えんぱーくらぶ協働推進事業補助金につきましては、市民交流センターのサポート組織であります、えんぱーくらぶに対しまして、市から負担金をお出しし、えんぱーくらぶが、みずから企画また運営、それから予算管理までしていくということで、125万4,000円をお出しするものです。以上です。

**委員長** それでは、ただいま総務費について説明を受けましたので、質疑を行います。委員の皆様より質問ありましたらお出しください。

**副委員長** お願いします。協働のまちづくり推進事業のところのえんぱーくらぶ協働推進事業負担金についてお伺いします。きのうの、済みません、私、一般質問のところ途中でやめちゃったので、えんぱーくらぶが今後、公設民営化といった部分の一役を担っていくような市民活動団体であるというような御答弁だったと思うんですけども、具体的に今年度この負担金を出すことによってどのような事業計画を立てられていて、どのようにやっていかれるか詳しくお聞かせください。

**市民活動支援課長** えんぱーくらぶにつきましては、もう皆さん既に御存じかと思っておりますけれども、市民交流センターの運営サポートや、利用者のサポートとして活動いただいております。それで、新年度の事業計画につきましては、本年度平成24年度のものとなんにも事業が変わるわけではございません。それでその事業につきましては、3月1日付の広報の中にくらぶの活動報告等を紹介しておりますので、そちらを御参照いただければありがたいかと思っておりますけれども、平成25年度につきましてもそちらで、平成24年度開催した事業をそのまま開催していくという形になるかと思っております。それで、えんぱーくらぶにつきましては、今まで予算の部分は、市の一般会計からお出ししていたということで、私たち職員が会計の支出等をほとんどしておりました。それで、やはり自立していただくためにはということで、今回、くらぶの活動にかかわる部分を、くらぶにお金をお出しし、それでくらぶ自身が会計も処理しながら、自主企画をしながら進めていくという形で、少し自立に向けた支援に方向を変えてきております。以上です。

**副委員長** そうしましたら、この負担金を年度の初めにこの金額をまるまる、えんぱーくらぶさんのほうにお渡しをして、その中で年間提出された、予定されている事業を、そちらで行ってくださいねっていうふうに理解すればよろしいですか。

**市民活動支援課長** 今、副委員長がおっしゃられたとおりになるかと思っております。

**副委員長** そうしたら、事業を行っていったりするご責任も、えんぱーくらぶが責任を負うということでしょうか。

**市民活動支援課長** 企画その他、くらぶが運営していくわけですがけれども、市民活動支援課とともに、一緒に会計の処理もアドバイスしながら、また運営等につきましてもアドバイスし、ともに考えさせていただきたいと思います。ですので、平成25年度につきましては、くらぶだけにお任せするというのではなく、一緒にさせていただきたいと思っております。

**委員長** ほかに。

**金子勝寿委員** ちょっと関連で。えんぱーくらぶの負担金ということなんですが、えんぱーくらぶの年間の、いわゆる予算というのはどのくらいある。うち、どのくらい負担金の割合なのか。

**市民活動支援課長** えんぱーくらぶの予算につきましては、ほとんどが市の負担金からとなります。トータルで130万円余くらいでございますけれども、そのうちの、今回は125万4,000円が市の負担金としてお出しすることになりまして、くらぶの部分では、会員さんから集めた会費が4万7,000円弱ですかね、ありますので、そちらと合わせてトータルで130万円余になるかと思えます。ほとんど市の負担金で事業を行っていくという予定です。

**金子勝寿委員** えんぱーくの一つの目玉だったと思うんですね、こういう運営にしていきたいっていうのは、いわゆる市が主導じゃなくて、えんぱーくらぶの皆さんでって。具体的に、事業とかはどんなことをやってるのか、もう大分報告いただいたんですが、今後どうするかとか、少しその辺の話をさせていただくと、そういう任せたいけるっていう部分の施策のというか、予算のつけ方の方向性とか、会計を任せる部分についても納得感が得られると思うんですがいかがでしょうか。

**市民活動支援課長** 事業につきましては、平成24年度のうちに、くらぶのほうでいろいろ計画をしておりますけれども、毎週土曜日にやっております館内の見回り、またそれにあわせて行いますおしゃべり広場が、今回ちょっとお名前を変えて4月から新たにまた開催していくという予定です。それにあわせて、自主企画事業が、各グループから出されている企画事業が幾つかございます。そちらにつきましては、食育講座を初めとするいろいろな講座、それから、えんぱーくを季節ごとに装飾をするということで、七夕とかクリスマスですとか、ハロウィンの時期にあわせた装飾等も行っていく計画になっております。以上です。

**金子勝寿委員** 非常に視察の多い施設で、外部の方見ていらっしゃる。職員の方、丁寧にいつも説明していただけるんですが、当初たしか、えんぱーくらぶの皆さんも御案内をすると、いわゆる市民活動としてこんなふうにはやってますよという視点でというお話もあったんですが、その辺は実際やってるのかな。

**市民活動支援課長** 視察の内容にもよりますけれども、開館当時は、くらぶが担ってた部分多かったかと思えます。現在も、こういう自主企画の部分についてのお話だったりしますと、昨年も視察の場に同席していただきまして、御一緒に説明等させていただいている時もあります。

**委員長** ほかにございますか。

**副委員長** もう1点、このえんぱーくらぶの件で。えんぱーくらぶは、今年度初めてこういう負担金を預けて事業をやっていただくという、これから練習段階ではあると思うんですが、えんぱーくらぶの皆さんは将来的に、これを自分たちの自主運営をしていくという意識はしっかり持っていただいているのかということでは非常に、今、130万円のうちの125万円は負担金でもらっているから、財布を預けて自分たちで責任を持ってといっても、お金はまるまる自分で稼いでいるわけではなく、もらったお財布の中でやっているんですけど、これが将来的には、もちろん市から事業委託を受ければ委託金とかという形では入ってくるんですが、自分たちで稼いでいって、その中で事業をやっていかなきゃいけないという、そういう先を見据えた上での、この今回負担金なんですか。

**市民活動支援課長** えんぱーくらぶにつきましては、開館当時から自分たちで、将来的にも市民交流センター

一の運営を任されてやっていけるならばという目的と意志、意識は確かにあって活動していただいております。それで、交流センターの管理運営までっていう部分には、なかなかいかない部分がございますので、一つの段階として、当時サポート団体でしたので、会費も何も集めずにやっていた部分を、みずから会費を集めて、少し自分たちで活動をしようということになりまして、ここ2年、会費を集めての活動となりました。それでまたここで、市から負担金をお出ししてっていうことで、くらぶ員の皆さんの意識は、交流センターの管理運営まではいかないかもしれませんが、交流センターにかかわる事業は、少しずつでも自分たちでやっていきたいというお気持ちでいるようでございまして、先日も総会があった時には、そのような事業の計画の中で進んでいると私たちは確認させていただいております。

**委員長** いいですか。

**副委員長** はい。

**委員長** ほかに、ございますか。

**中原巳年男委員** 協働のまちづくり提案事業補助金ですが、市民活動団体、大体幾つぐらい把握ができていて、幾らぐらいの補助をしていく予定なのかということとは。

**市民活動支援課長** 活動団体につきましては、市民活動支援課ですべて把握はできておりません。それで、NPO法人の法人化されております数ですとか、今まで、こちらの提案公募事業の補助金を受けた団体については把握しております。それで、今回が新しい事業につきましては、全体的な予算が300万円ということですので、その中を大きく2つに分けて、トライアルの事業とステップアップということで進めさせていただきます。それで、こちらに事業につきましても、広報のほうに少し新しい事業の説明があったかと思えますけれども、トライアルの事業のほうにつきましては、10分の10の補助率ということで、1団体10万円以内ということで、一番上限を10万円とさせていただいております。それで、ステップアップのほうにつきましては、1年目、2年目、3年目と、団体の自立を目指すような事業展開をしていただきたいということで、1年目につきましては10分の9、2年目につきましては10分の8、3年目につきましては10分の7ということで、1年目、2年目は上限20万円、3年目につきましては40万円ということで予定しているところです。

**中原巳年男委員** そういった中で、特にトライアルの部分でいくと、うまくいかない場合もあるだろうし、この次の時についていうような形もあると思うんですが、やっぱりそういった時に、もう1回同じものを計画をつくり直して出てきた場合には、どういう扱いになります。

**市民活動支援課長** 今、委員おっしゃるような御心配のことも出てきておりますので、再チャレンジという形で事業計画その他、作り直しが必要になるかと思えます。また、その事業がだめな場合には、新しい事業も考えていただきたいということで、そういうことも私どもでアドバイスをしながら、再びチャレンジしていただくような事業にしていきたいと思っております。

**中原巳年男委員** ぜひね、1回で目をつぶしちゃうんじゃなくて、育てるという気持ちで、この部分は扱っていただきたいということと、それからステップアップの部分で、実際3年経過をして自立できるっていうような、そういう活動団体ってのが、今、その中に入っていますか。今現在そういう団体があるかどうか。

**市民活動支援課長** ここの提案いただいた事業の中にも、ここの新年度始まる時には、2年目に当たるかもしれないというような団体がございますので、また、事業補助を選考する際にも、そういう部分も考慮した上で

採用を決めさせていただきたいと思っております。

**中原巳年男委員** ぜひね、こういう事業って、行政がかかわると、だらだらと区切りなくいってしまうことが多いので、今みたいなこの3年は補助をして自立できるという、そういう形というのは、非常にいいことだと思うので、ほかのところの補助についてもそうなんですが、ぜひ、よくアドバイスをさせていただいて、自立できるようにお願いいたします。

**委員長** ほかにございますか。

**金子勝寿委員** 市民交流センターの管理諸経費ですが、大体前年に比べて17%、1,900万円減額になってますが、具体的にどの部分の経費が削れてるのか教えてください。

**総務課長** これにつきましては、本年度までは単年で委託をしておりました。それを次年度からは、長期継続契約ということで委託をしてみたいと考えておりますので、その部分で、全体で経費が落ちております。内容につきましては、済みません、清掃、警備、空調機器保守点検等になってございますけども、特に内容的にはですね、今の管理の部分よりは、内容的には濃いものになっていっております。違いますか。済みません。

**金子勝寿委員** 例えば1,900万円のうち、500万円は何々が削れてとかいう話を、例えば長期契約でどういうふうになったとか、いわゆる経費の部分の根拠のところをもう少し教えて。

**総務課長** 根拠と言いますか、内容につきましては主、清掃、警備が主なところでございます。それで、特に清掃の部分につきましては、今現在、大体単年で200万円ぐらい落ちておりますけども、清掃と警備の部分で大体100万円、100万円、100万円ということで、それぐらいの数字が落ちております。ただ内容的には、今とはさほど変わらない内容となっておりますけども。

**副委員長** 済みません、昨年の予算書が手元にあるので私から。施設等工事費っていうのが1,700万円大きくなくなってると思うんですけど。

**総務課長** 済みません、じゃあ、係長に、済みません、お願いします。

**企画管理担当係長** 副委員長さんも申されたとおり、工事請負費が平成25年度はゼロということになっております。お願いします。

**金子勝寿委員** ありがとうございます。

**委員長** 済みません、私から1点お願いします。駐車場の整理業務委託料ということで載っていますが、その委託先と、あと雪かきはその駐車場の業務の中に含まれているかどうかお聞きしたいのですが、お願いします。

**総務課長** シルバー人材センターのほうに委託をしておりますけども、除雪等も含まれております。

**委員長** 今回大雪が、当初1月でしたか降った時に、平面駐車場が閉鎖されていて使えなかったっていうちょっと苦情を多くいただいているので、その時はどういう状況だったのかお聞きしたいと思います。

**総務課長** その時はですね、ちょうど北側の駐車場を閉鎖させていただいたんですけども、かなりの降雪量でしたので、一たん除雪をするためにですね、一たん閉めさせていただきました。でないと、どうしても車が入ってしまいますので、それを排除するために一たんとめて、除雪をして、それからあけたという状況です。

**委員長** そうしますと、除雪中ですというような看板が出入口にあれば、市民の方も理解をしていただけるのかな、立体駐車場のほうに回っていただけるのかと思うんですが、そういった案内看板みたいなものはなかったです。見れば除雪してるっていうふうには、わかると思うんですけども、やっぱり平面駐車場を利用したい

っていう方も中にはいらっしゃると思うので、その辺いかがですか。

**総務課長** 実はですね、その時職員も大勢で除雪しておりまして、その時には、市営駐車場のほうを御使用くださいということで御案内はさせていただきました。実は、市役所のほうの除雪機を使おうと思っていたんですが、やはり車があってできなかったものですから、職員対応になったわけですけども、職員が、その時細かい案内をいたしまして、回っていただいたという経過でございます。ちょっと看板は出していなかったんですが。

**委員長** わかりました。

**鈴木明子委員** その除雪のことでね、私、雪が降ったのは多分、週の初めのところだったと思うんですけど、金曜日に朝通りかかった時に、まだ閉鎖になっていた。看板、お知らせが出てて、入れないようになっていたんですよ。後で、あまりにも長期にわたるのでお電話して、電話をしたかな、言ったかな、ちょっと忘れちゃったんですけど、言ったら、え、まだ出てましたか、みたいな感じで対応していただいたような記憶があるんで、ちょっと平面駐車場を設けた一番の理由はね、交通弱者の方たちがそこを利用して、立体駐車場のほうに行かなくて、直接施設に入って来れるっていうようなことで要望があった場所なので、ちょっとそこは、管理委託しているとすればね、委託のところとの、そういう事前の打ち合わせもしていただいて、新年度については対応していただきたいなと思います。

**委員長** じゃあ、そのようにお願いいたします。ほかにありますか。

**副委員長** 市民交流センター交流企画事業費のところ、交流企画イベントの開催委託料というのが、去年の3倍以上になってるんですが、このあたりの詳しい内容を教えてください。

**総務課長** イベント委託料でございます。

**副委員長** はい。

**総務課長** これにつきましては、本年度交流企画事業、前は職員で企画していた部分がございます。その部分を委託料のほうに回して、専門の業者さんのほうにお願いをしてやっていこうということで、委託料のほうに移行している部分がございます。申しわけありません、具体的な内容でございますか、具体的な内容につきましては、1つは従来行っております科学実験教室等の開催委託料、あともう1つ、新たにですね、親子ものづくり体験教室といたしまして、専門の業者、NHK等々に委託をして、それぞれ、ちょっとうちのほうでも大きなイベントありますので、そのイベントの時に共催でやっていきたいというようなことを考えております。

**副委員長** イベントの回数とか数がふえていくというふうに理解すればいいですか。

**総務課長** 特に回数と言いますか、今までやっていた、具体的に申し上げますと、えんぱーくの開館記念イベント、あと木育フェスティバル、えんぱーくクリスマス等々大きいイベントがあります。そこへその専門業者の方に入っていただいて、もう少し大きなイベントにしてみたいと考えております。

**委員長** ほかによろしいですか。なければ次に進みます。

次、民生費から社会福祉費までを一括して説明を求めます。130ページから148ページまでお願いします。

**福祉課長** では、130、131ページになります。冒頭申しわけありません。福祉課の予算なんですけれども、全体を事業区分、予算書で言いますと白丸の単位になりますけれども、この単位を事業の目的に合うようにということで、平成24年度予算からは見直しをさせていただいておりますので、内容、それから区分の名称等が、平成24年度予算とは変わっておりますことを、まず御理解をいただきたいと思います。

それでは、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費です。3つ目の丸、社会福祉事業推進費は、社会的弱者に対しまして支援を行い、生活の安定を図っていただくことを目的としまして、行路人援護費や公的年金の支給を受けることのできない外国人高齢者に対しまして、外国人高齢者等特別給付金を支給するものです。

次の丸、地域福祉推進事業は、地域での支え合いの仕組みを築いていただくことを目的としまして、下から5つ目の黒ポツ、ご近所支え合いマップづくり事業委託料から、一番下、地域支え合い事業補助金まで、塩尻市社会福祉協議会への委託料補助金となります。地域福祉協働推進補助金は、平成24年度予算では、社会福祉協議会本来事業推進補助金という名称でしたけれども、わかりにくいということで、地域福祉を協働で推進していくということで名称を変えたものです。

次の丸、塩尻市戦没者追悼事業ですけれども、これは現在の平和があることを再認識しまして、恒久平和を誓うために、本市として3年ごとに開催することとしているもので、その事業費になります。

次のページをお開きください。最初の丸、民生委員等活動推進費ですけれども、民生児童委員の任期は、民生委員法第10条により3年と定められており、平成25年11月30日をもって任期が満了となることから一斉改選となります。予算額につきましては、委員160人のうち退任委員100人、再任委員60人を想定させていただきまして起算をしているものです。2つ目の黒ポツ、福祉委員報酬ですけれども、この福祉委員は市の福祉員に関する規則第3条に基づきまして、福祉委員は民生委員をもって充て市長が委嘱することになっておりまして、任期も民生委員と同じ3年間になっております。ということで、福祉委員につきましても年度途中で改選となりますので、交代となります委員の報酬は月割りでのお支払いを予定しております。下から2つ目の黒ポツ、民生委員協議会活動補助金は、市単事業として活動補助金を支給するもので、一番下の黒ポツ、民生委員活動費等交付金につきましては、これは県の支出金を交付するものです。

次の丸、福祉団体等活動推進費は、福祉団体の活動を支援するため補助金を交付するもので、真ん中あたりにあります黒ポツ、更生保護施設建設補助金は、昭和47年に建設されました更生保護法人みすず寮、これは、仮出所となった者等の更生保護施設になりますけれども、この建てかえに伴うもので、平成25年度単年度事業の補助金になります。この施設の総建設費は1億9,800万円を予定されておりまして、長野県が1,500万円、松本市が1,000万円、安曇野市が本市と同額の150万を補助することを確認しております。

次の丸、ふれあいセンター洗馬施設維持費ですけれども、平成24年度で指定管理期間が満了することに伴いまして、平成24年12月議会で、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5カ年を指定期間として塩尻市社会福祉協議会を指定管理者とすることを議決いただいておりますが、その指定管理料とマイクロバスの借上料になります。

次の丸、(仮称)ふれあいセンター広丘建設事業は2,030万円ですけれども、実施設計の委託料になります。

次に2目障害福祉費、一番下の丸、障害者福祉事務諸経費は、障害者の社会参加を支援するための経費になります。次の134、135ページをお開きください。上から5つ目の黒ポツ、電話料になりますけれども、これは聴覚障害者の方とメールによる意思疎通を図るため、福祉課にあります手話通訳者が主に携帯しております携帯電話と、障害者虐待防止法が平成24年10月1日から施行されたことに伴いまして、福祉課内に障害者の虐待相談窓口として障害者虐待防止センターを設置しておりますけれども、夜間、休日も対応できるようにするための携帯電話の電話料になります。平成24年度は庶務課の予算で対応していただいたものを、福祉課の予算に

組みかえたものです。また、新たに平成25年度からは、聴覚障害者の方から要望がたくさんあったことから、課として必要性等について検討をいたしまして、意思疎通等の効率化や利便性の向上を図るため、タブレット端末を福祉課に配置しまして、複数の通信ソフトを利用し、同じく福祉課におります手話通訳者と、画像による意思疎通ができるようにするための電話料を計上したものです。

2つ下の黒ボツ、総合福祉システム改修委託料は、平成25年4月1日から障害者自立支援法に変わりました、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法が施行されることに伴い、必要となるシステムの改修を委託するものです。1つ飛んだ黒ボツになります総合福祉システム使用料は、現在使用しているシステムですけれども、情報推進課から予算を組みかえたものになります。

次の丸、障害者生活支援事業は、障害者の生活を支援するために、障害者福祉センターの指定管理料と、県の事業の地域福祉総合助成金交付事業に示されている事業の中から、福祉の充実と社会参加を促進するため、本市として取り組む事業で、2つ目の黒ボツになります障害者福祉センター指定管理料は、すみれの丘、そよ風の家の指定管理料です。指定管理者は塩尻市社会福祉協議会で、期間は平成23年度から平成27年度までの5カ年になっております。1つ飛んで、通所通園通院等推進事業補助金は、人工透析のための通院費等を助成するものです。次の黒ボツ、障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金は、途中で身体障害者となられた方が、御自宅を御自身の身体の状況に応じた改修を実施し、日常生活での動作負担の軽減や、介護者の負担軽減を図るため補助金を交付するものです。下から4つ目の黒ボツ、重度心身障害者等タクシー利用料金助成金は、利用者が利用しやすいようにということで、塩尻市障害者及び高齢者世帯タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を見直しまして、普通車利用の場合には、年度当初の初乗り運賃700円と迎車回送料金180円の合計額を、年24枚を限度として交付していましたが、新たに700円を限度とした加算料金を加え、年12枚を限度として交付するものを新たに創設いたしました、利用者が選択できるようにいたしました。次の黒ボツ、重度心身障害者等家族介護者慰労金は、重度心身障害者と同居し、年間180日以上介護している者に対し慰労金を給付するものです。また、一番下のあんま等施術給付費は、本来、視覚障害者で、あんま等施術者の生計の安定に資することを目的としておりましたので、事務事業の見直しによりまして長寿課予算から移行したものです。

次の、障害者福祉サービス事業は、国で定めた基準に従い、個々の障害の程度等を踏まえたサービス利用計画に基づきサービスを提供し、障害者等の生活を支援するとともに社会参加の促進を図ろうとするもので、下から3つ目の黒ボツ、障害福祉サービス給付費は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供するもので、サービスの内容につきましては、予算説明資料19ページにありますので御確認をいただければと思います。1つ飛んで、次の黒ボツになります。障害児通所等給付費は、児童福祉法に基づくサービスで、児童発達支援や放課後等デイサービス、相談支援等、障害児の生活や養育を支援するための給付金です。

次のページ、136、137ページをお開きください。最初の丸、地域生活支援事業は、障害者の在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図るため、国の定めたサービスメニューの中から市の特性や利用者の状況に応じ、市の創意工夫によるサービスを提供することで、社会参加を促進しようとするもので、真ん中あたりにあります黒ボツ、点訳奉仕員等養成事業委託料は、手話奉仕員、朗読奉仕員等の養成や育成、研修事業を、また、要約筆記者の養成は法が改正になりまして、県がやる事業として必須ということになりましたことから、必要性とか内容を周知するための入門講座を開催することを社会福祉協議会に委託するものです。2つ下の黒ボツ、地域活動支

援センター事業運営委託料は、障害者の日中活動の場を提供し、創作活動や生活活動等を通じた交流や生きがいを創出していただくことを目的とし、宗賀共同作業所はマシュマロに、檜川共同作業所はビレッジならかわ、すみれの丘での創作講座等の開催は塩尻市社会福祉協議会に、それぞれ事業委託するものです。次の黒ボツ、障害者相談支援事業等委託料は、松本圏域障害者相談支援センター等運営委託料です。下から2つ目の黒ボツ、地域生活支援事業給付費は、家庭では入浴が困難な重度身体障害や障害児の訪問入浴サービスや、地域での自立した生活や社会参加を促進するため、移動が困難な障害者等に対し、移動支援を、日中活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練等を行う、日中一時支援等のサービス利用に対します給付金です。予算説明資料の20ページにサービスの内容を記載してありますので、御確認をしていただければと思います。次の黒ボツ、障害者等日常生活用具給付費は、在宅の重度心身障害者等の日常生活の便宜を図るための日常生活用具を給付するものです。

次の丸、自立支援医療給付事業は、心身の障害を除去、軽減するための医療費の自己負担額を軽減等するための給付事業で、更正医療給付金は、身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付を受けた者が対象となります。また、育成医療給付金は、児童福祉法に規定された18歳未満の障害児を対象としたもので、平成25年4月より県から権限委譲されるものです。

次の丸、障害者援護事業は、重度の障害をお持ちの方の円滑な在宅生活を支援するため、申請に基づき手当等を支給するものです。一番下の黒ボツ、重度心身障害者福祉年金につきましては、議案第8号で御説明したとおりです。福祉サービス利用や地域生活支援事業等による支援など、公的費用による支援の充実が図られてきました反面で、議案の第8号でも説明しましたが、障害者福祉費の扶助費は年々増加していることを踏まえ、支給要件を見直したもので、平成25年7月支給分から適用し支給するものです。

次のページ138、139ページをお開きください。最初の丸、障害者福祉施設費は平成10年に開設されました身体障害者療護施設ささらの里建設負担金で、平成29年度まで負担をすることになっております。

**長寿課長** 続きまして、3目老人福祉費でございます。予算説明資料につきましては、21ページにございますのでお願いをいたします。まず嘱託員報酬、職員給与費につきましては、平成24年度までは、高齢者等生活支援事業等に計上していたものを独立をさせたものでございます。

3つ目の白丸、老人福祉施設費につきましては、松塩安筑老人福祉施設組合、それから、松塩筑木曾老人福祉施設組合の負担金でございます。この後一番下の白丸、老人福祉センター等運営事業でございますが、すがのの郷、田川の郷、みどりの郷につきましては指定管理料で、塩尻市社会福祉協議会に管理を委託しているもので、指定期間につきましては、平成23年4月から平成28年3月までの5年間でございます。ページをめくっていただきまして141ページ、老人福祉センター百寿荘につきましては塩嶺福祉協会へ、老人福祉センター野村につきましては塩尻市社会福祉協議会への補助でございます。

次の高齢者等生活支援事業でございますが、一人暮らしの方、それから低所得の高齢者等へ各種福祉サービスを提供し、高齢者の自立支援、家族の介護負担軽減を図るものでございます。前年度と比べ減額となっておりますのは、嘱託員報酬と職員給与費を老人福祉費の人件費としたこと、それから介護慰労金事業を別事業としたということによるものでございます。この中で、下から2番目の黒ボツ、高齢者世帯等タクシー利用料金助成金事業でございますが、前年度との変更点は、一般のタクシーにつきましては初乗り運賃700円と迎車料金180円

の券を年間24枚交付していたものを、加算運賃700円を加えた助成券を年間12枚交付することを可能とし、利用者へ選択をしていただくということにしたものでございます。

一番下の白丸、高齢者生きがづくり事業でございますが、このうち下から2番目の黒ポツ、老人クラブ活動助成事業補助金でございますが、補助するクラブにつきまして、従来は30人以上としていたものを20人以上に拡大をし、それから市老人クラブ未加入のクラブに対する補助金を充実したという内容でございます。詳細につきましては、説明資料21ページのほうをお願いをしたいと思います。

次に143ページをお願いいたします。介護基盤整備費1,000万円でございますが、老朽化をしました認知症デイサービスセンターつくしの郷を、社会福祉協議会が建てかえることに対して補助をするもので、財源につきましては全額県の支出金でございます。

次の社会福祉センター重油流出対策事業でございますが、集水槽による重油回収が減少していることから、臨時職員が週5日の監視をしていたものを、シルバー人材センター委託による週3日の監視に改め、備品購入費150万円につきましては、油水分離槽と敷き鉄板をレンタルしていたものを購入をしようとするものでございます。

次の社会福祉センター運営事業でございますが、平成23年度から直営となっておりますけれども、その運営にかかる経費でございますが、嘱託員報酬につきましては冒頭申し上げましたとおり、別事業として別のほうに計上してあります。それから、光熱水費、清掃委託料等が主な内容でございます。

一番下の白丸、老人福祉施設措置費でございますが、養護老人ホームに措置で入所する場合の費用等でございます。

145ページでございますが、家庭介護者支援事業でございますが、昨年度までは高齢者等生活支援事業に計上していたものを分離したものでございまして、この中で一番下3つ目の黒ポツ、要介護者家庭介護者慰労金でございますが、在宅で要介護3以上の重度の方を180日以上介護されている方に対する慰労金でございます。

その下の白丸、長寿祝賀事業につきましては、お示ししてあるとおりでございますが、昨年度までは高齢者生きがづくり事業に入っていたものを事業として別にしたものでございます。

それからその下の白丸、介護予防拠点整備事業でございますが、市民に身近なところで介護予防拠点を整備しようとするものでございまして、来年度はモデル事業として市内2カ所を想定をしております。この事業につきましては、国に計画が採択され、国の交付金がつきましたら実施することとしているものでございます。

**福祉課長** 4目福祉医療費ですが、2つ目の白丸、福祉医療費給付金事業は、平成24年度予算では、福祉医療事務諸経費と福祉医療扶助費に分かれていたものを一緒にしたもので、医療費の自己負担分の軽減を図るため、平成24年度7月支給分から中学校卒業までの児童に拡大し、給付金の交付をしてきたものです。下から4つ目の黒ポツ、審査集計事務委託料は、国保連合会と医療機関等への委託料になります。3つ目の黒ポツ、パンチオペレート業務委託料とその下の黒ポツ、福祉医療システム使用料は、情報推進課予算から移行となったものです。

**長寿課長** 147ページをお願いいたします。5目介護保険事務費でございますが、2つ目の白丸、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、法定の負担割合によって繰り出すもので、詳細につきましては特別会計で申し上げます。

**福祉課長** 次、6目保健福祉センター管理費になります。保健福祉センター管理諸経費、上から5つ目の黒ポ

ツ、営繕修繕料は、保健センター南側の外階段の塗装等修繕料になります。また、真ん中あたりにあります消防設備点検委託料からセンター管理業務委託料は、本庁舎と一体入札により業者を決定しようとするものです。

**委員長** ありがとうございます。ここで休憩をとりまして、午後は1時から開催したいと思います。よろしくお願いします。

午前11時51分 休憩

午後12時59分 再開

**委員長** それでは、皆さんおそろいですので休憩を解いて再開します。

先ほど説明をいただきました130ページ民生費から質疑を行います。委員の皆さんより質問がありましたらお出しいただきたいと思います。

**副委員長** お願いします。131ページの地域福祉推進事業の中で、先ほど御説明でただの名称変更をしただけということで地域福祉協働推進補助金なんですけれども、これは内容は全く一緒で人件費ということでよろしいでしょうか。

**福祉課長** そのとおりです。

**副委員長** 社会福祉協議会に対して、いろいろなところで事業委託とかをして委託金が出ているんですが、それが、この予算書の中で全部で幾らかっていうのがちょっと見えづらいのですが、一覧表で御提示いただくか何かお願いできますか。

**福祉課長** 後ほど提出させていただきます。

**副委員長** お願いします。

**委員長** ほかにございますか。

**鈴木明子委員** みどり湖の社会福祉センターの関係なんですけど、143ページにありますけど、これは社協への委託から直営に戻されて今度2年目かなと思うんですが、利用者や何かの声がちょっと聞こえてきているのは、何か非常に社協の運営してた時のほうが使いやすかったというような声もちょっと聞いているんですけど、そこら辺何か反省とか、今年度について何か考えているようなところ、あるいは聞いている声に対しての反応とかそういうようなものがありますか。

**長寿課長** 社会福祉センターが社協委託から直営になりましてですね、一番大きく変わりましたのは、あそこには社協では別会計を持っておりまして売店を置いておりました。そこではですね、何て言うんですか、お菓子でありますとか、缶詰でありますとか、ちょっとしたつまみ用の缶詰でありますとか、あるいは、ちょっとした来た時にお持ち帰りいただくようなお土産のようなもので、例えばですね、そういったものがあって御利用がありました。私ども別会計を持って市で管理するっていうことはいたしませんで、今現在は福祉作業所などでつくっていただいた品物をですね、団体の入日にお出ししている。そういった意味でですね、一番大きく変わったのはその辺で、その点に対するやや御不満って言いますが、そういったものがあるかと思います。今現在は従前と変わりませんが自動販売機は置いてありますので、そういったものは従来と変わっていない。一番大きく変化したのは、その辺であろうかと思います。

**鈴木明子委員** お年寄りの方たちは、そこでくつろいであわせて買い物もしてっていうので、売店が非常に楽

しみの場でもあったというふうにお聞きしてるんですけど、そういったようなことは、やっぱり別会計っていうのは持てなかったりする状況の中では、自動販売機で対応するしかほかには方法はないということですか。

**長寿課長** 社協としましてはですね、あそこにお金を管理する者もいまして、社協の中の会計の中でやっておりました。私どもとすれば、ほかの老人福祉センターにおきましても、特にそういった売店っていうものは置いておりませんので同じ扱いにさせていただきました。

**鈴木明子委員** そういうふうにも多分回答されるのが、非常に今まで心地よく利用していた皆さんから見て、何か対応が非常に機械的な対応に映ったりしているのではないかなっていうふうにも思うんですが、ほかの老人福祉施設でないって言うけれども、社会福祉センターについては、そういう対応をしてきたのになくなってしまったということに対してやはり何て言うか、工夫したり検討したりしていくっていうこともやっぱり少しは考えていっていただいて、老朽化した施設でも愛着を持って利用している皆さんにこたえていっていただきたいなと思いますので、申し上げておきます。

**委員長** ほかにございますか。

**中原巳年男委員** 135ページ、障害者生活支援事業の中の真ん中、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業補助金っていうのがありますけれども、これは大体どのぐらいの利用があるのか。

**福祉課長** 係長のほうから答弁させていただきます。

**障害福祉係長** 平成24年度の実績でいきますと、2人のお子さんが対象となっております。

**中原巳年男委員** それで、この補聴器って、ある程度の時期が来るとかえるなり何なりしてかなきゃいけないっていう性能の問題があってっていうことですが、そういうのにも補助は出てるわけですか。

**障害福祉係長** この事業につきましては、新しく購入するものに対してのほかに、購入したものを委員さんがおっしゃるように大きくなって交換しなければいけないものについても対応しますし、修理が必要な場合にも対応することになります。

**中原巳年男委員** やっぱりね、子供たちが同じ条件で保育、あるいは小中学校で生活できるっていう、そういう環境が非常に大事だと思いますし、多分難聴っていうのは、そういった小学校とかね、保育園の段階でわかってくると思いますんで、やっぱり漏れのないようにね、全部子供たちが同じレベルで教育を受けられるようなことで、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。以上です。

**鈴木明子委員** 133ページの福祉団体等活動推進費の中で更生保護施設建設補助金というので、みすず寮の建設補助っていうことで説明があったかと思うんですが、これは、例えば老朽化で建てかえをするっていうことでしょうか。

**福祉課長** そのとおりです。

**鈴木明子委員** どのぐらいの規模の施設、何人くらい収容できるような施設でしょうか。

**福祉課長** 済みません、ちょっと規模、どのぐらいの数収容できるかっていうところの資料、今持ち合わせておりませんので後ほど回答させていただきます。

**鈴木明子委員** お願いします。

**福祉事業部長** 今の関係ですけれども、更生保護施設建設補助金なんですけども、みすず寮、これ昭和47年に建てられたもので、その建てかえになります。構造でいきますと鉄筋コンクリートの3階建てを考えていると

ころです。延べ床面積が568.42平方メートル、それと居室なんですけれども12部屋になります。そのほかにお風呂だとか、食堂だとか、集会室が用意されてるものになります。

**永田公由委員** 145ページの介護予防拠点整備事業、前に協議会で説明をしていただいたんですけども、予算書を見ると国の補助金もつくような形で、2カ所で6,400万円入ってるんですけど、可能性としては、ここにこれだけ載せてあるっていうことは大体ほぼ通るということでいいですか。

**長寿課長** 国にですね、計画を上げるのもこれからでございます、見通しについては非常に不透明な部分、正直ございます。国のほうにもちょっと問い合わせをしてもですね、新年度予算の動き、昨年度よりも遅れておりまして、今現在、まだうちのほうにですね、計画を出す時期について具体的なものがまいておりません。聞き取ったところによりますと国の予算とすればですね、ちょっと本年度より1割減くらいでなる見通しであるというので、期待はしつつもちょっと楽観はできない、そういうふうに思っております。

**永田公由委員** そうすると、もし通らない場合、市の補助でやるということになると思うんですけど、それは両区とも了解はしてるわけですか。

**長寿課長** その点につきましては、両区にもそのようにお話をして了解をいただいております。

**鈴木明子委員** 高齢者世帯等タクシー利用料助成券についてですけども、この と を選択できるようにしたっていうのは、どういう点で使い勝手、使い勝手をよくするっていうことがあって、こういう選択制っていうのが、今、ここに出ているんだと思うんですけど、ポイントっていうか、どのような点で見直しが行われたか。

**長寿課長** 高齢者タクシー利用助成券につきましてはですね、本年の頭のほうで御利用者さんにアンケートを実施いたしました。その中で利用実態から言って、交付した券の6割以上を御利用いただいているのは、高出、東、大門、広丘、吉田、比較的ですね、住んでいるところから利用されようとする病院などの距離が、推定ですが比較的短い距離だと思われるところ。60%を割っていたところはですね、片丘、洗馬、宗賀、北小野などで、ちょっとどちらかというところと村部と言いますが、少し市街地から離れたところの御利用がございました。アンケートを取る中でですね、助成額を送迎料金を除いて2倍にした場合で枚数を半分にした場合と、従来どおりの24枚使える場合というふうにやったところ、全体で2割くらいの方が枚数は減らしても助成額をふやしたほうがいいというお答えでございましたので、そこは実際に御自身の御利用形態を考えて選択制ということを今回提案させていただきました。

**鈴木明子委員** 700円プラス180円で24枚と700円プラス180円の、それに加算運賃700円っていうと、金額的にはそれが12枚ということなので、金額的には同じってことでしょうかね。

**長寿課長** 御本人が年間利用できる助成額とすれば、送迎料金がですね、全部使わないとした場合は、その部分はむしろ減額になるんですけども、実際利用した回数に、回数って言いますか、利用した距離に対するものは2倍ということになります。1回当たり2倍になりますので、トータルでは一緒ですけども、従来、券は交付をされたけども利用しないで終わっていた方が使うようになれば御利用はふえる、そういうように考えております。

**鈴木明子委員** わかりました。

**永田公由委員** 今のにちょっと関連するんですけど、対象者を調査するのに民生委員がかかわってるんですけど、例えば、去年却下された方のところへ、また同じような書類が送られてきて行かなきゃいけない。だけでも、

一たん却下されて、所得が年金生活だから変わらないわけですよ、そうするとまたその方にまただめでしたって言っていかなきゃいけないということがあるんですけども、今年度却下されれば、来年ももらえるわけじゃないんだから外せばいいかと思うんだけど、そういうことはできないんですか。

**長寿課長** ちょっとその点につきましては、前年と所得が変わる場合もあるということでもってやっておりますけども、若干私どもも少し検討してまいりたいと思います。

**永田公由委員** やっぱりね、いやだっていうんだよね。1回却下された家へまた行って、またことしも却下したよなんてことはね、言いくいって言うから。その辺ところは、やはり働いていてね、所得がっていうんじゃないけども、自分で長い間お勤めしてある程度の高額の年金をもらっている方だったら、そんなに変わるはずがないから、その辺のところはちょっと検討してみてください。

**鈴木明子委員** さっきわかりましたって言っちゃったんですけど、ちょっともう一回、前年度予算額とことしの予算額と比べて大分大幅に違うんですけど、去年の実績に基づいて見直したのか、こういう選択制をしたのに実際の利用が減ってというふうに見込んだのか、ちょっとそこら辺お聞かせください。

**長寿課長** 利用実績のほうはですね、決算の中で若干予算よりも減った中で、それで見通しを立てております。ですので、御利用は若干ふえることも見通した中での予算でございます。

**鈴木明子委員** 今、私、老人のところを見てるけど、21ページ。

**委員長** タクシー券のことですよ。

**鈴木明子委員** タクシー券のこと。

**長寿課長** 平成24年度予算が870万円で平成25年度が880万円ですので、わずかながらでございますが増を見込んでおります。今年度と差が少ないのは、今年度若干決算では予算よりも落ち込むということで想定しております。

**鈴木明子委員** そうか、タクシーだけでいいね、わかりました。今度こそわかりました。

**森川雄三委員** 137ページのね、さっきの重度心身障害者福祉年金の関係なんだが、これは前年度比1,280万円から、結局この条例によってこれだけ減額されたってということです。

**福祉課長** はい、そうです。

**森川雄三委員** そうかね。それじゃ、さっき私ちょっとね、勘違いしとったで、訂正をさせといていただきませう。百何十万くらいなことを言っておったで、どうもおかしいなと思って、済みませんでした。

それから、重油の関係ですが、流出の、143ページのね、一般質問にも出て、大体これまで7,000万円くらい使ったわけですか、大体ね。今回700万円、大体これが毎年最低かかっていくんではないかと思うんですが、これはあれですか、ずっとこれをやっていたらいいんじゃないかということですかね。

**長寿課長** 今現在のままでですね、事故が起ってから調査、あるいは対策工事などで本年度未までそれに対して私ども対策で消費する、消費って言いますか、使う費用としては約6,000万円程度でございます。来年度は、ここにお示したように730万円くらいでございまして、このうち備品購入費の150万円はですね、平成26年度以降落ちますので、平成26年度は単純に同じ箇所数だけだとしても、の測定をやるとして500万円程度になるかと思っております。測定回数の箇所についてはですね、経過を見る中で私どもも多少増減とかしながらやっていきたいと考えております。もう1点は、社会福祉センターはいずれ除却って言いますか、撤去する時期がま

いりますので、その時点ですでね、どこまで、どの程度の規模で観測をすべきかっていうのを、その時点で検討させていただきたい、そういうふうに考えております。

**森川雄三委員** いずれにしても大きい事故って言えば事故で、社会的責任の場面は出てくるから、これはやらなきゃいけないかもしれないけれども、お話を聞いてりゃ毎年そんなに油も出てこないというような中でね、地球の中へ入って行っちゃったやつを掘り出すってことは、これはとても無理じゃないかと思うんだよね。今建て直しの時までってようなお話のようなんですけれども、どっかでやっぱり線を引かなきゃいけないかと思うけども、その点はどうですかね。

**長寿課長** 非常にごもっともな御指摘でございますので、どの程度の規模でどの程度まで続けるかっていうことも、また今後検討させていただきたい、そういうふうに考えております。

**森川雄三委員** とりあえず、ありがとうございます。

**副委員長** 先日、地区のほうに説明に来ていただきました。済みません、その社会福祉センターの件なんですけど、説明いただきまして、約1万リットルくらい流出したのではないかという中で、今まだ4%くらいしか回収ができていなくて、それも徐々にもう回収ができていない状態で、今、森川委員がおっしゃったように毎年毎年、ことしは730万円だけど、その後は600万円くらいにするにしても、それだけをかけていくのかということと、それから将来社会福祉センターが取り壊された時って言うんですけど、やっぱりこの間も声が出たと思うんですが、地元の方はそんだけ回収ができないのであれば、建物の下にあるんじゃないかって、早急に建物を撤去というか、ほかのところ建てかえてでもちゃんと土壌を見る必要があるんじゃないかという意見もあったと思います。その時は、何かがあったら考えますというようなお答えをいただいたんですけど、何かがあったらではなくて、前もってその対策を検討されたほうが良いと思うのですがいかがですか。

**長寿課長** 先般、東地区の区長さんのところに御説明に上がった時のお話であったかと思います。そういった御意見も伺いました。私どもとすればですね、その周辺のボーリングした状況ではですね、しっかり油が浸透、一定の帯水層と言いまして、地下に下まですっと潜っていかないような粘土層のような具体的なものまでは、実際はそれ自体はあまり見られないですね、どちらかという下のほうに下のほうに礫層ですとか、若干密度の濃いところを含めて潜って行ってる、そういった状態でございました。それは周辺の状況でございまして、センターの下自体はですね、まだ見てみないとわからないんですけども、ある程度の深さにわたって礫等にくっついた状態にいるというようなことは推定がされます。現に御利用している方が、年間1万数千人くらいいらっしゃる中でですね、お風呂の御利用も早く再開したいっていう声をありまして再開をしている状況でございまして、現時点ではですね、対処療法的になりますけれども周辺で観測をしながら、もし万一どこかで、みどり湖で油が出たということになれば、その時点で吸着マット等で吸着する。消極的ではございますが、現時点の方法としてはそういう形でちょっとやらせていただきたい、そういうふうに考えております。

**委員長** ほかにございますか。

**永田公由委員** 135ページの障害福祉サービス給付費、これ前年と比較して1億1,000万円くらい多くなってるんですけど、対象者がふえたのか、それともサービス内容が濃くなってきているのか、その辺は前年と比較してどういうふうに変ってるのか。

**福祉課長** 障害福祉サービス給付費ですよね。これにつきましては、サービスが充実されてきているというこ

とで金額がふえているという状態です。

**永田公由委員** 対象者は何人くらいなんですか。

**福祉課長** 係長のほうから。

**障害福祉係長** 障害福祉サービスを利用している方、平成24年9月現在で335人の方が利用しています。

**永田公由委員** それじゃ、いよいよ本題に入りますけどね。133ページ、ふれあいセンター広丘建設事業設計委託料ですけれども2,030万円、これ本会議の答弁で福祉事業部長、盛んに地元地元、地元を大事にして協議をしてというようなお話でしたんですけど、具体的にこの設計委託料というのは、どういった内容ですか。

**福祉事業部長** 実施設計ですので、実際の建物を建てる時の設計図の策定費になります。

**永田公由委員** そうすると前に協議会に示していただいた設計図をもとに、実施設計をしていくという理解をしていいわけですか。

**福祉事業部長** ふれあいセンターをどうするかという選択肢で3つあるかと思います。1つは、さっき言いました市の案で突き進んでいくこと。1つは、もうやめましたと言ってやめること。3つ目の選択として自分たちの考えているところでは、地元と協議する中でそれぞれ必要な施設を考える中で、それをもとにして設計の基本的なものはこちでできるものですから、それをもとにした本格的な設計図をつくりたいということです。

**永田公由委員** それと、その期限をね、9月くらいまでというような、たしか本会議で答弁があったように思うんですけど、地元としっかり協議をするということになれば、多少先送りをしていかないときちんとした協議ができないと思うんですけども、その辺についてはどんなふうに考えてらっしゃいますか。

**福祉事業部長** 当初、地元の中では今年度中に考えましようねということで、3月まで考えましようという話をしました。しかし、3月じゃ、いっくら何でも急な話だねということで、じゃ地元でみんなもう一回会う中でどのような施設がいいのか、またうちのほうでも新しい案を出してそれを地元で相談して、それでなからのもが両者考えることができ次年度の実施設計、最終間に合うデットラインが9月じゃないのかということで、9月ということで、目標も9月として考えさせてもらいました。

**鈴木明子委員** ということはあれですか、9月までにまとめていくってということは、地元の皆さんのところでも了解されたってということですか。

**福祉事業部長** 地元では9月とはまだ言ってないんですけども、長くても大体その辺を目安にという話ではしてあります。ですので、それが過ぎるともう次年度になってしまうから、それまでにはお互いになるべくコンセンサスをまとめましようっていう話にはさせてもらいました。

**副委員長** しきりに地元の方と協議をされるということなんですけど、地元の方っていうのをどういう形で声を拾っていくかっていうのにもよって、例えばどこかで開催しますというと、こういう施設がほしいって声を大にする人たちが集まったりもしますし、またその区の役員さんだけだと世代にも偏りが出てきたりもするので、幅広い世代の人たちからきちんと声を拾っていただけるような形を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**福祉事業部長** やはり今どうしても声の大きいのは高齢者かなと思います。その中でこれから未来をしょって立つって言いますかね、二十代、三十代の人っていうのは、なかなか意見を言ってもらえない、市に対する意見が出ないのかなというのが現状かなと思います。市でその施設設置等についてどう考えますかというようなこと

をやりますと、住民投票どうのこうのということになってしまいますんでね、地域の中で本当は常会長さんくらいまでにおるしてもらおう中で、本当は自分たちの若い人たちの意見を聞いた中で、区長さんもそれを持って来ていただけるようにって提案を考えたりだとか、またそんなにほしいんだったら、例えば、これは極論の話なんですけども、市で建物はじゃ考えましょうと、その後じゃ実際の運営をだれが考えていくのかっていうことも区長さんに投げかけるのも考えながら、本当にどういうふうなことがいいのかを考えていきたいと思います。

**金子勝寿委員** ちょうど2月8日に議長あてに各区長会から出た要望書に沿って少しお話を聞きますが、期待は大きいんですが、いわゆる市から過日説明を受けました今回の計画は、地域の福祉機能、介護等の拠点だけに偏ったものであり、私どもの期待した内容とは全く異なった計画となってしまいましたと。この点についてその後、これ市にも行っていると思うんですが、いわゆる設計の変更、当委員会に示された時はレストランであったり、それから入浴の施設は大分小さくなっていたり、また委員から非常に運営上時代に合っていないんじゃないかといった意見もありましたと。これ出て以降、変更については検討をするつもりということでもいいのかどうか、状況とそれから今後の考え方についてお願いします。

**福祉事業部長** やはり地元から意見も出てますので、本当にレストランを、例えばコーナーのカフェくらいのものでするとか、もうちょっと軽運動室を広くするとか、一番は入浴施設を地元は望んでるっていうような話があります。ちょっと話が長くなってしまいうんですけど、説明会に行った時に地元は平成20年当時の話からありました。平成20年当時は社会福祉センターが使えなくなったら新しく広丘に持って来て、あわせてふれあいセンターと一緒に作るはずじゃなかったのか。それはだれもうちのほうでそんな話はした覚えはないんですけど、地元ではそういうふうを考えてまして、その中で面積的には2,600から2,800平方メートルのものだと。そのものと比べますと、今度の広さ的なものは千三、四百平方メートルくらいなもの。一応洗馬と同程度のものということで話をしたものですから、大体随分ちっちゃくなったじゃないか。今まで各圏域ごとに1つの老人福祉センターをつくるはずが何でいきなり3カ所になって、それが広丘にできる時には、こんなにちっちゃくなってしまったのだというのが地元のお話でした。その中でやはりここは丁寧に話をしなくちゃいけないっていうことで、お時間をもらって広丘の中でお話をして、区長さんの中では、やはり時代が変わっていく、そのことを理解する中でこれからのニーズに合ったものを本当に考えていきたいと思いますって、おっしゃってくださっている区長さんもいらっしゃるもんですから、昔のことは昔のこと今の本当に必要な機能を地元と考えていきたいと思います、これが私たちのスタンスとして、今考えているところです。

**金子勝寿委員** 協議の内容というか今回どういう形で、多分区長さんたちは市長を初め、皆さんとこへ持って行った後、こっちにも持って来た。なかなか自分たちの意向が受け入れられないとなると、また議会のほうに来るんですが、その前に今後どういう形で地元の区長会っていうかですね、方たちと話し合いをもう少し詰めていくのか、それともこの間出した基本的にレストランがカフェになったところで、もうこれで変えたからこれでおしまいにして実施設計に行くのか、それをきょう聞いて予算についてはどうするかって話をこれからしなきゃいけないんで、そこを一番、イエスかノーまでいかなくてもいいので、もう私たちは妥協しませんと言うのか、それともいまだ協議をして丁寧に設計内容、規模についても変える余地があると考えているのかどうか。部長、答えていただいて、もし難しかったら副市長、せっかくいるので。

**副市長** 福祉施設の機能そのものはね、時代とともに変わっていくっていうのは、これはもう自明の理だとい

うふうに思っております。私どもは、それをですね、行政の案だからといって決して地元を押しつけるわけでもございませんし、地元の方々ですね、お考えを聞いて設計変更が必要なものであって、あの地にふさわしいものであれば、これは設計変更にはやぶさかではございません。ただ本当に洗馬にあるから同じものが広丘にあってもしかるべきだということがですね、本当に市長も申しておるとおり、時代の変化の中で、あるいは流れの中です、必ずしもそういうことが言えるのかどうなのか。一元的に見れば3つの施設をそれぞれの各地へ公平につくっていくということが言われていますが、それをもってもですね、やはり本当に必要な施設というのが何なのか、行政にとっても、あるいはこれからの高齢化社会にとっても何なのかっていうことをですね、きちっといい機会だと私は思っています。地元の皆さんと本当にお話ができるいい機会だと思っております。担当者、担当する部は大変だろうと思っておりますけども、そういうことをちゃんと積み重ねて結論を出していく必要があるかなというふうに思っておりますので、決して私どもがお示しした案をですね、どうしてもそれじゃなきゃいかんよということでは決してありません。非常に柔軟に考えていきたいと思っております。そういう意味では、時間をいただいてですね、やっていきたいなというふうに考えております。今、9月というお話が出ましたが、場合によたらそれがずれ込む可能性もなきにしもあらずだと思います。その場合にはですね、なんせ今年度の事業の中で、いずれにせよそういう話し合いがつけば、ここにきちんと予算を載せていただいてですね、すぐ取りかかれるような体制だけはきちんと整えて、私どもの考え方を、考え方と言いますか、こういう体制で臨んでいるよということとを地元にお示ししながらですね、調整を図っていききたいなというふうに考えております。

**金子勝寿委員** じゃ、ちょっと関連で、今、いわゆるスケジュールの面でね、そういう柔軟に対応するっていうお話はお聞きできました。少し圏域の話でどうしても予測がつかない部分ですが、いわゆる人口の部分ですね、いわゆる高齢者がふえる割合に対しての機能が必要だということで、あの設計を出してきたと思うんですよ、いわゆる介護機能とかに重点を置いた。ただふえるから、いわゆる広丘エリアの人たちが高齢化で65歳以上がふえることは間違いはないんですが、ここにこの施設が絶対必要だってところがちょっとわからない。いわゆる介護機能に非常に特化した部分が強かった部分、その辺説明をしていただかないと。多分地元はもうお風呂ありきなんです、正直言ってね。入浴施設がほしいっていう要望に対して、皆さんの行政マンからの立場からだといわゆる今後の高齢化に対しては、介護機能とかを重視したほうが地域のためになりますよって形で設計を出してきたと、そのこの点の説明の部分でちょっと私たちも納得が、この間の協議会の説明ではちょっと得られなかったので、もう少し丁寧にその辺話をしていただかないと設計をいじる前の話で、行政側はできれば介護に重きをおいた施設にしたいし、地元としては入浴施設とかのコミュニティがほしいっていう、そのミスマッチの部分はどうにかしたいとこなんです、済みません、もうちょっと趣旨を、この前の設計のカフェテリアになったっていうのはわかりました。

**福祉事業部長** 3圏域の考え方なんですけれども、今まで行政はどうしてもインフォーマルって言いますが、地域にやってほしいボランティアのこととか、支え合っていうものを地域にほとんど今、丸投げの状態化だと思います。そうではなくて、これからというものはやはりそれを考えていくための組織づくりをしたりとか、コーディネーターを設置して企画を立てたりするなど、またあわせてそこで相談を受けるとか、また介護予防だとか、支えの事業を興すとか、このようなものを各3つの施設では平等にやっていきましょうよということ。そのほかにプラスとして北部圏域においては、市の重点的な施策の中の1つはやはり重点的にやんなくっちゃい

けないということから、広丘にちょうど社協でつくしの郷が新しくされるものですから、その施設と連携をとる中で人材の育成について、そこで研修をしたりだとか、地域で、また高齢者で軽運動室は利用したい方は利用していただくとか、そのように平面3つの各施設でやるもの、プラス重点的にやるものの一つとして北部圏域では、市全体の中の事業の重点施策の一つとして介護予防を広丘に、高齢者と若い子供たちの交流の場は西部というふうに考えたいということです。

**森川雄三委員** この実施設計料なんですがね、委託料、2000万円、2,030万円って今回予算化なんですけど、大体建設費の何パーセントくらいを見て、ちょっと高いんじゃないの、2,000万円、根拠は。

**福祉課長** この設計委託料につきましては、平成24年の予算編成方針で財政課のほうから示されまして、新築工事・工事監理等報酬基準を使用するよというということで、基準になるもとになるものが変わったということです。それで、その中の官庁施設の設計業務等積算基準を使用しまして積算をしますと、単純に積算しますと3,000万円くらいになります。ただ、うちの課の中に技術屋がいるということの中で、市が直接確認できる分、そんなような市は作業としてできる部分をどのくらいあるのかということを経査いたしまして、その分を引いてきて2,000万円、2,030万円という数字にたどり着いたということです。ですので、単純にこの新しい基準でやれば3,000万円を超える金額であったということ御理解をいただきたいと思ひます。

**森川雄三委員** 以前から一般的にはどうなんですか、4%っていうようなことを言われていたような記憶があるんですが、四、五パーセント。それからすると総額50億円くらいになるってこと、5億円。4%って言えば5億円。それじゃ、その設計はね、前回示された場面と同じようなものなのか、全然それは違うのか、そこら辺はいかがです。

**福祉課長** これは、前回お示しをした規模で積算をしてあります。大体、今、12月の委員会のほうへお示しした規模、内容での工事費は3億1,150万円くらいを予定をしているものです。

**森川雄三委員** 以前にもね、協議会でいわゆる地区要望をまず重点に考える。先ほど副市長がね、設計変更もやぶさかでないというようなお話がありましたんでね、それはそれで受けとめますけれども、いずれにしても当時洗馬よりか前に本当は建つわけだったのが遅れたと。それで、その当時からそういう思いがあったという区民、市民の皆さんの思いをですね、やはりこれはくんでやるべきじゃないかなと、私は思うんですよね。それが先ほど言われた時代の中で、ちょっといろいろ変わるかもしれないとは言ってもですね、私はそうに思ひますけどね。そこら辺は、本当に地元の方々とですね、しっかりコンセンサスを図っていただいて決定をしていただきたいと思ひますよね。この予算を私どもがだめだっということになると、そのもの自身がだめになっちゃうから。これを今度はそのまま通したら本当にそのまま、議会は行政の言うとおりにっていうようにとられてもね、これはとても私ども、さあ、それじゃそこでどうするかって話にもなるんでね、だで意見としてはぜひ要望に添うような施設をつくっていただきたいと思ひます、私はね。以上です。

**副委員長** 先ほど副市長のほうから地域の方の声を聞いて、柔軟に設計に対しても対応していくというようなお答えがあったんですが、今までそういう遠回しにお互いに多分言ってたと思ひますけど、はっきり言って、今ここ問題になっているのは入浴施設ってことだと思ひますが、それに対しての市としてのお考えがあればお聞かせください。

**副市長** 部長以下じゃなかなか答えにくい話だと思ひますので、私のほうから答えさせていただきますが、今

の洗馬の状況を見てですね、入浴施設をどういう人たちがどういう形で利用をされているのか、それをつぶさに私どももこれから、これからと言いますか、今データを積み上げているところなものですから、じゃそのものをそこに持って来た時に、どういう方がどういう形でどのくらい利用するのかということがですね、まだシミュレーションとして私どもは把握しておりません。最初の設計ではつくるつもりがなかったものですからね、そういうことの作業をしておりません。しかし、いろんな意見聞きますとですね、特に地元の皆さん、代表される皆さんからは、もともと風呂があるのがふれあいセンターじゃないかと、洗馬と同じものをつくるって言っていったんだから、じゃ洗馬と同じものをつくってくれやと、こういう話がどうも先行してましてですね、だれが風呂を利用していただけて、どういう形で本当にその機能がですね、果たされていくのかということがまだはっきり私どもに少なくとも、これはどうしても必要だね、これは多少予算を積んでもやらなければいけないね、ということにまでは、まだ残念ながら至っていない。残念ながらと言いますか、至っていません。したがってもう少しきちんとして、こういうことを言う。それじゃ入ります、そうやって主張されるんで、そこにつくったら行きましかって言ったら、いや、おれは行かないな、こういう話もですね、正直な話あるものですから、そこまで至って行くような深い話し合いをしっかりと、議会からやほかのほうからの御意見もありましたとあり、もうちょっとほかのことを、例えば、F・パワーを利用してですね、そういうことができるのかどうなのかということも含めまして、その辺はしっかり調整をさせていただきたいというふうに思っています。お風呂が本当に必要かどうかというのは、やっぱりその時代時代に、あるいはその地域地域の考え方だけではなくてですね、その需要をしっかりと私どもも、そういう要望があればそういうニーズをどうやって把握をしていくのかという作業、やっぱり必要だと思います。その辺を加味して少し時間をいただいて調整を、あるいは考え方をまとめさせていただきたいというふうに思っております。

**副委員長** 一応9月ごろまでにとめどはお聞きしていましたが、今みたいなお話を聞いているとまず要望をしっかりと把握して、それをちゃんと検証というか、それが本当に必要かどうかで考えていると、今年度予算書に予算は盛ってあっても、もしかしたら今年度には設計されずにまた来年度とか、事業計画が遅れていくということも考えられるのでしょうか。それと3圏域のうちの北部圏域が終われば東部圏域というふうにお伺いしてますけど、それが遅れた場合は、東部圏域も同じように1年なり2年押し出されるのか、これはこれとして、東部圏域はいつからという、今予定されている時期から始められるのかをお聞かせください。

**福祉事業部長** 先の実施計画の中でもお示ししたとおり、社会福祉センターの使える年度というのはある程度決まっているのかなと思います。その中でやはり社会福祉センターは社会福祉センターのごととしてきちんと考えて行かなくちゃいけないこと。それと広丘は広丘できちんと分けていかないと広丘が遅れたら、じゃそれとあわせて社会福祉センターが遅れていくと、例えばあっちゃいけないんですけど地震が起きた時に、あの施設がどうなのかということも心配がありますんで、やはりそれはある程度区切って考えていったほうがいいと考えています。ですので今の計画どおり、例えば社会福祉センターはある時になったらきちんと壊して、次のものをどこにするか、場所をどこにするかから始まって、またその時の機能をどういうふうにするのか、またそれも検討していかなきゃいけないと考えています。

**副委員長** じゃ東部圏域のほうは東部圏域で考えていただけるということで、今最初にお聞きした北部圏域に関しては検討した場合、実施設計は1年ずつとか遅れていく可能性はありますか。

**福祉事業部長** やはり地元でもそんなに急がないでじっくり話しましょうねという区長さんもいるものですから、その中で地元の方に対しては、例えば自分たちの設定した期限が先に行っちゃうと事業も先に行きますよってという話はしてあるんですけども、なるべくだったら今の実施の計画中に考えていきたいですねという話があります。ですので場合によれば、そういうこともあるということです。

**永田公由委員** 先ほど副市長の答弁でね、非常に柔軟に対応していただけるということでちょっと一安心したんですけども、やはり広丘はね、今、広丘吉田っていうのは、市にとっては本当に言ってみれば大門より大事にしなければいけないところだと思うんですね。企業も優秀な企業が幾つもあるし、区画整理にしてもみんな民間でやって市の公共施設は短歌館くらいで、あとはよそにあるものと同じようなものがあるっていうようなことで、広丘吉田の人たちにしてみると、おれたちだけ何でこんなに税金払ってても金が来ないだっっていうような意識を持っている人たちも結構いるんですね。だからやはり住民の要望っていうのは本当に吸い上げてもらってやってかないと何か二極化、だんだんだんだん向こうが松本よりになっていくような、生活圏がね、だんだん松本へ行っちゃうような気がするんだよね。だからやっぱりこっちへ引っ張ってくるには、ある程度無理をしてもね、やっぱり聞いてかなきゃいけないし、当然広丘支所の建てかえという話も出てくると思うもので、それとまちづくりと絡める中で、これだけに特化するんじゃなくて全体的な中で考えてもらいたいというふうに、これは意見として申し上げておきます。

**金子勝寿委員** 一度洗馬のふれあいセンターへ吉田地域から入浴等で利用している皆さんの数字をもとに、仮に今計画されている広丘のふれあいセンターに入浴施設等をつくった場合の数字を出していただいたことがあったと思うんですが、あれは現状の料金を課した場合のシミュレーションだと思ったんですが、例えば仮に受益者負担をもう少し値上げして、いわゆる一定の経費等の節減が図れるような考え方は部内で検討したりしたのか、してなかったら今後するかどうか、少しその辺まできちんと数字を詰めてから話をしていただかないと多分納得が地元も難しいし、議論が要するにかみ合わないと思うんですが、その辺受益者負担の割合をふやすっていう部分、検討はいかがですかね。

**福祉課長** 利用料金をふやすということについての検討はまだしてきておりませんので、今後していきたいと思えます。

**金子勝寿委員** ちなみに現状の料金設定のまま、洗馬ふれあいセンター同様のものを現在の（仮称）広丘ふれあいセンターに設置したりした場合の赤字幅って幾らでしたか。後でいいです。

**委員長** すぐ出ますか、なければ後ほど。

**福祉課長** 済みません、後ほど。

**委員長** 私から1点お願いします。先ほど副市長のお話の中で入浴施設に関しては、しっかり地元と向き合ってもっと議論を深めて話をしていきたい。またそれによって柔軟に計画の変更もあり得るというようなお話がありましたけれども、地元としてはやはりふれあいセンターの施設の中に入浴施設は不可欠なものとして、もしそれが可能でなければ代替施設、ほかの地域でもいいから検討していただきたいというような内容も要望書に書かれています。その辺地元合意が得られなかったような場合を想定して代替地とか代替施設っていうようなことは、現在お考えがあるのかどうか。要望書の中にはその辺までしっかり書かれていますので、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

**副市長** 私どもの今現在の考え方はですね、本当にその入浴施設というやつが必要であるのかどうなのかっていうことは甚だ疑問だというふうに思っています、今の計画している場所ですね。地元の要望は確かに強い要望もございますし、先ほど申し上げましたとおり、じゃ入りますかって言ったら入らないというようなこともありますしですね、その辺は同じものを同じようにつくってほしいと、そうでなければ公平が保たれないじゃないかというような意識も若干あるのかなというふうには考えておりますが、そういうことを抜きにしてですね、本当に先ほどお話がございましたとおり、入浴の施設があつたとしたらどういう形で使われていくんだらうかということまでしっかり我々としても研究しましてですね、地元の要望は地元の要望としてしっかり受けとめていかなければいかんというふうに思っています。それがですね、お互いにそうじゃないよという話になればですね、その時点で、じゃ違う場所へというようなお話があればね、それはそれとしてその案が浮上してくれば、それはそれとしてまた考えていくようなこともあると思いますが、今は少なくともいわゆる低料金で利用できるような入浴施設というものをほかの場所に考えていく必要があるのかどうなのかということではですね、ちょっとお答えはまだできない状態でございます。あくまでそこに必要かどうかということをしっかり確かめながら議論をして、私どもの今のスタンスはあんまり必要でもないねと、ニーズもないねというふうに考えています、正直申し上げます。ただ、それだけ言っても話は本当に始まりませんのでね、それじゃやめちゃうかという話と、じゃ市が強引につくるんだったらそんなものやめたほうがいいよという話が必ず出て来てですね、接点が見つかりませんので、そうではなくてしっかりお話をして市の意見も申し上げながら、あるいはニーズの調査もしっかりしながらですね、地元もそれなりにお考えをいただいて調整を図っていければいいなと。あるいはそういう努力をしていきたいなというふうに考えているところでございますので、ほかのところにつくるというようなものは、今のところ考えはございません。ただ先ほど申し上げましたとおり、ほかの目的を持った施設と言いますかですね、せっかくF・パワーで熱の利用ができるんでというような御提言もいただいておりますので、ほかの目的を持ったいわゆる低料金じゃなくてですね、市民の健康を増進をさせるような施設、あるいはまた観光の目的を持った施設ということであればですね、これはまた違う考え方が出て来るのではなからうかと。その辺は今、F・パワーのほうで本当にそれが可能かどうかということは調査をさせていただいてございますので、その結論を待って、また議会とも御相談をしてですね、それはその別の次元の話として御協議を申し上げたいというふうに考えております。

**金子勝寿委員** ちょっと今の関連で、この出された要望書ですね、最後のつきましてはってところからの文章なんですが、普通はここでもよろしく願いますって書いてあるところが、区長会から出された要望書ではふれあいセンター広丘にふさわしい内容となるよう代替施設も含めて再検討いただくといった形で書かれているんですが、この辺はどういうニュアンスで市としては受けとめているのか、今の話で、もっと言えばふれあいセンター広丘がふれあいセンター片丘になっちゃうってというような話になるのかなと思うんですが、この辺、ニュアンスでまだただ書いてあるだけなのか、それとも具体的に区長会のほうからここまでは、いわゆる場所の選定については柔軟に対応する用意がありますよというニュアンスで、行政側で受け取っているのかどうか、その辺お願いをしたいと思います。

**福祉事業部長** この内容なんですけども、地元は確かに今回のふれあいセンターの中の市の考え方、介護予防のこと、それはわかったと。わかったから設置はいいよと、そのかわりお風呂の部分についてはどこかほかでま

た考えてくださいねというのが、この中の考え方というふうに受けとめています。

**副委員長** 先ほど委員長の質問に対しての副市長の御答弁で、今こういった温熱利用ができるかっていうのを研究されてる、検討されてるってということなんですけど、それは大体いつごろになるとわかるんでしょうか。

**副市長** 今、協議会でその利用形態をどういうふうにするかということをしてですね、専門の方たちも交えて調査をしていただいているところでございます。大体6月ごろ概要がまとまってくるのかなという。本当は今年度事業なものですから、今年度中にある程度概要をまとめないといけないんですが、なかなかそういうわけにもいきませんのでですね、概要としては6月くらいにまとめられるのかなというふうに思っていますが、一番のネックは、ネック2つございましてですね、1つはいわゆる市街化調整区域にあるということで、一般的に公共施設も含めた建物は建てられない、要は開発ができない区域であるということ。それからもう1つは、片丘地域全般には、いわゆる水が非常に不足をしているところなものですから、そういうスポーツ関連の施設と言いますか、いわゆる健康温浴施設みたいなものを含めて、あるいは農業の利用も含めてですね、この水をどうやって供給をしていくのかということは、非常に頭を痛めているところでございます。これがやっぱり解決をしていく糸口がですね、何とか探っていかなれないとですね、なかなか実現可能な計画としては立案できていかないのかなというふうに思っております。いずれにしても6月ごろまでにですね、その方策も含めて幾つかの提案をしていただくように、今、作業を進めていただいている、こういうことでございます。

**福祉課長** 先ほどの金子委員の質問の仮に北部圏域の方が全員洗馬のふれあいへ行かなくなった場合ということで、北部圏域の利用者は36%の方が全体の利用者で占めております。単純に経費が36%の方が減るから洗馬の経費が36%減るといわけにはいきませんので、それは、平成22年度から平成23年度の有料化になった時の経費の係数をもとに計算しまして、大体利用者分の収入分300万円くらいが赤字になるのではないかなというふうに試算をしております。

**委員長** ほかにございますか。いいですかね。

**中原巳年男委員** 別のっていう考え方の中で、例えば北小野みたいな、広丘の支所を建てかえるって話もありませんか。

**副市長** 今、広丘の駅周辺を含めましてですね、広丘のまちづくりの中で今の広丘支所の老朽化でいずれ機能を含めたものをですね、計画をしていくのがいいんだろうというようなことを検討をしております。そういう中で決してできないことはないと思います。ただそれが公共でやるいわゆる低料金の福祉施設であるのか、それとももうちょっと違った機能なのかということですね、あの周辺のまちづくり、あるいはあの周辺のニーズのあり方から考えていく必要があると思いますが、今は全く白紙でございまして、可能性がないともあるとも即答って言いますか、お答えをすることはちょっとできません。

**中原巳年男委員** 結局ね、北部圏域のこのふれあいセンターが、今、認知症の関係とか、災害時の機能だとかということで、そのもの自体の重要性ってというのは、多分その地域の人たちもみんなわかっていると思うんですね。そうなった時に、区長さんの中には風呂があったって行かないよって人も確かにいるかもしれないけど、じゃ仮に風呂ができたならどういう人たちが利用するのかなってというようなことも地元の人たちと話をしながら、やはり一つどうしてもめどをつけなきゃいけないので、9月なら9月という時期設定をした上で地元としっかり話をしていただいて、この施設はどうしても、ふれあいセンター広丘、今の状態で必要だよってということを地元で

認めてもらえるような努力も相当時間はかかると思うんだけど、していく必要はあるというふうに思いますんで、やっぱり先に風呂が出ちゃったもんで話がややこしくなってるというふうに思いますんでね、ちょっとその辺、地元合意を得る方法をしっかりと検討してもらいたいというふうにお願ひしておきますね。

**金子勝寿委員** ちょっとスケジュールの確認でもう少し細かいとこ。これ、仮に予算が通った後、いわゆる地元との協議ですね、どういう形で進めて行くのか部長のほうにお聞きしたいんですが。例えば、どのぐらいにもう1回区長会とかといわゆる協議の場を持つとか、さらにもうちょっとすそ野を広げるのかとか、その辺の考え方を示していただきたいと思います。

**福祉事業部長** やはり区長さん方には年度がわりということで忙しいものですから、庁内でもう一度自分たちの案を練り直す中で、庁内でまた合意をある程度とった中で、それを持って4月にはまた地元に入っていきたい。地元でも前の計画については、これが地元を示した真っ先だと、これのもとにお互い考えていきましょうって話もしてあるものですから、新しいって言いますか、ある程度加わった計画を持って4月にもう1回臨む。それをできれば区長さんたちだけじゃなくて、できればの話なんですけども、もう少し常会長の段階までおろしてらう中で意見の聴取ができないか。その辺をお願いした中で進めて行こうというふうを考えています。

**金子勝寿委員** 副市長も行きます、そこ。今の考え方多分、何て言うんだらう、違いがあるのがよくわかったので、行政としてはこういうきちんとデータに基づいたり、将来的なことを考えて話してると。決裁権者が、そうは言っても副市長、市長レベルで行って話をしないと多分納得するのは難しいけども、説得はしてくる努力はしなきゃいけないと思うんですが。

**副市長** もちろん、出て行く必要はございますし、必要がなくてもですね、一度は行って、一度と言わず何度でも行って話をするということは、やぶさかではございません。

**金子勝寿委員** ぜひ、お願いします。

**委員長** よろしいですか。この件に関してですね、鈴木委員。

**鈴木明子委員** 市民の皆さんの声を反映させた施策にしていくっていう点で、今、副市長も言われましたけれども、骨身惜しまずに地元の皆さんと合意に達するようなところまで、力を尽くしていただきたいなと思いますので、意見です。

**委員長** ほかによろしいですかね。なければ、ここで10分間休憩を取ります。20分から開催いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

**委員長** それでは休憩を解いて再開いたします。

先ほど、社会福祉費まで説明をいただいておりますが、そこまでの部分で質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** なければ次、3款民生費から5款労働費、148から198ページまでを議題とします。説明を求めます。

**こども課長** それでは予算書の148、149ページをお願いいたします。予算説明資料は47ページからになります。2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございますけれども、事務事業評価によりまして、来年度から

人件費を別にさせていただきましたので御了承を願います。最初の白丸、嘱託員報酬5億8,721万3,000円の内訳でございますが188人、保育士が182人、栄養士が3人、給食調理員が3人でございます。

1つ飛びまして白丸の児童福祉事務諸経費でございますが、こちら701万9,000円はこども課の事務経費でございます。一番下の中点の車両保険料、それからページをめくっていただきまして、2番目の検査手数料、車両リサイクル料等につきましては、現在こども課で管理をしております車両のリース期間が5月末で切れることに伴いまして、所有権を市に移すということで発生する諸経費でございます。したがって、その下にございます自動車等借上料につきましては、2カ月分の3万4,000円を計上させていただきました。その下の保育料システム使用料373万8,000円でございますが、こちらも先ほどの福祉課と同じように、今まで情報推進課のほうで管理しておりましたけれども、所管がえによりましてこども課のほうで計上させていただいたものでございます。

次の白丸、民間保育所支援事業でございます。こちらは昨年度まで児童福祉事務補助金といたしまして計上しておりましたけれども、事業内容をわかりやすくするために名称を改めました。中身といたしましては、社会福祉法人立の保育園及び認可外の保育所の運営を支援する事業費でございます。最初の中点、保育所運営費負担金につきましては1億2,697万8,000円でございますが、入園児童数に応じた法定の支弁費、それから長時間低年齢児保育にかかる負担金を交付いたしまして、保育園の運営を支援するものでございます。来年度は社会福祉法人立2園の園児数で、ことしの当初と比べまして40人増を見込んでおります。次の中点、認可外保育事業補助金でございますが、こちらは松本市のキッズワールド、それから洗馬に昨年開設されました自然ランド・バンバンの2つの認可外保育所への運営補助金でございます。本年度の実績を勘案いたしまして、前年度当初予算比で50万円余を減額して計上させていただきました。

**福祉課長** 2つ目の丸、児童扶養手当支給事業ですけれども、平成24年度予算の児童扶養手当扶助費と児童扶養手当等事務諸経費を一緒にし、事業名を変更したもので、ひとり親家庭の父や母、または父母のいない児童を養育している者の生活の安定と自立を支援しようとするものです。

次の丸、児童手当支給事業ですけれども、これは法の改正等に伴いまして、子供のための手当扶助費を移行したものです。下から2つ目の黒ポツになりますが、児童手当システム使用料は情報推進課から移行となったものです。

**こども課長** 続いて2目児童運営費でございます。説明覧最初の白丸ですが、保育士給与費5億6,954万円につきましては、一般職員103人分の人件費でございます。内訳は園長が16人、保育士86人、給食調理員が1人です。

次の白丸、保育所運営費3億6,908万5,000円でございますけれども、公立保育園16園の運営経費で、保育日数は293日を予定しております。予算説明資料47ページをお開きください。その中段のほうにもございますけれども市立保育園16園で、入園児童数が1,657人を想定しております。昨年平成24年度1,702人ということで、45人ほど減っておりますけれども、先ほど民間保育所の入園実数を40人増というふうに申し上げましたが、なからここで行って来いになっているかということでございます。それからその下に掲載してございます、長時間保育ですとか一時保育等の特別保育事業の実施などによりまして、保護者の子育てと就労の両立支援を推進してまいります。

予算書151ページに戻っていただきまして、説明覧の下の中点3つ、臨時調理員賃金、長時間保育士賃金、臨時保育士賃金でございますけれども、こちらはパート調理員や保育士の休暇や休憩の代替保育のほか、早朝、夜間の長時間保育など一日単位、あるいは時間単位で勤務する臨時職員の賃金でございます。ページをめくっていただきまして、上から3つ目の中点、園医謝礼でございます。こちら173万9,000円は、入園児童の内科検診、それから歯科検診を春と秋の2回実施するものでございます。

少し下がります中ほどになりますが、保育費2,120万1,000円でございますが、保育活動で使用する折り紙、画用紙、クレヨンなどの児童用の保育用品費でございます。その下の給食費1億2,296万円余につきましては、年間給食日数が285日分の給食及びおやつ(material費)などとなっております。下から8番目の給食調理業務委託料でございますが、こちらは現在、桔梗ヶ原と北小野を除きます14園で実施しております給食調理の業務委託料といたしまして、8,727万7,000円をお願いするものでございます。またその下の園児送迎バス運行委託料147万4,000円につきましては、北小野及び檜川保育園の送迎バスの運行を委託するものでございます。下から2番目の備品購入費531万4,000円でございますが、こちらにつきましては、園児の机やイスなどの保育備品のほか、給食用の厨房備品を購入するものでございますが、来年度は特に高額な給食厨房備品のスチームコンベクションオープンですとか、食器消毒保管庫等のものをですね、備品を計画的に更新をして安定的な給食を提供することに努めるために、前年度と比べまして320万円余りの増額をお願いするものでございます。

**教育総務課長** 続きまして、154、155ページをお願いいたします。155ページの保育所施設改善事業でございます。16園の保育園の安全、衛生環境の維持向上を図るための経費でございます。前年に対しまして390万円余の増額になっております。内容的には下から2つ目の細節でエアコン設置工事がございます。800万円を計上させていただきましたけれども、市内の保育園の中で、給食調理室のエアコンが未設置園が16園中7園ございまして、今後平成25年度から計画的に設置をしてみたいというふうに考えております。平成25年度につきましては3園ということで、妙義保育園、大門保育園、日の出保育園の3園を予定しているところでございます。

**子ども課長** 続きまして、育児支援推進事業でございます。予算説明資料47ページをお願いいたします。下段に掲載してございますけれども、地域の子育て支援施設として位置づけられております保育園や児童館の専門機能を生かしたあそびの広場事業のほかに、地域の特性を生かした保育園の地域活動や、それから病児・病後児保育、これにつきましては490万円を予定しておりますけれども、そのほかに次のページになりますけれども、子育て支援ショートステイ事業38万4,000円、これによりまして、宿泊つきで児童を受け入れているという事業でございますけれども、児童養護施設3カ所に委託をいたしまして、子育て家庭の幅広い支援ニーズにこたえてまいります。

予算書155ページに戻っていただきまして、下から2つ目の白丸、保育補助員設置事業797万5,000円でございますけれども、通称おじいちゃん先生、おばあちゃん先生を各保育園に配置をいたしまして、児童の情緒の発達を促すことなどを目的といたしまして、現在毎週1日勤務で実施しておりますけれども、来年度からは2日勤務にいたしまして、より充実させて行ってまいりたいと考えております。

次の白丸、子ども・子育て支援事業計画策定事業でございますけれども、昨年8月に施行されました子ども・

子育て支援法に基づきまして、子育て家庭の状況に応じた子育て支援を行うための計画といたしまして、塩尻市子ども・子育て支援事業計画を策定するために平成25年度におきましては、アンケート調査を実施いたしまして、地域での子育てにかかるニーズの把握を行うための郵送料、委託料につきまして、195万6,000円をお願いするものでございます。

**子育て支援センター所長** 引き続きまして児童運営費、子育て支援センター関係分について御説明いたします。予算書の156、157ページをごらんください。予算説明資料は42ページです。あわせてごらんください。子育て支援センター関係予算もですね、それぞれの予算区分で組み立てさせていただいておりまして、嘱託職員報酬及び職員給与費、そしてファミリーサポート事業ということで、取り出して予算を組ませていただきました。よろしく願いいたします。

1つ目の白丸、嘱託員9人分の報酬予算、それと2つ目の白丸は、職員給与費、一般職6人分の予算となっております。

3つ目の丸ですけれども、総額1,029万6,000円となっております、支援センター事業です。主なものでは1つ目の黒ポツの臨時職員賃金438万2,000円ですけれども、これは140回ほど実施する親子や保護者向けの講演、講座、研修の際の託児や代替職員に充てる保育士賃金、また保育士の代がえ、休暇代がえにも使われます。その他の事業費の主なものでは、黒ポツ8つ目の印刷製本費38万6,000円ですけれども、通常のリーフレットの印刷のほかに、平成25年度は父親の子育て支援という立場から、イクメン手帳というものを作成し、赤ちゃんを迎える市内の御家庭のお父さん全員向けに配布しようと考えております。妊娠届けを提出された折に同時に母子手帳とともに配布するというものです。これは長野県とながの子育て応援県民会議が、男性の育児参加を促進するために、その環境づくりの一環として編集したもので、平成24年度のみ各市町村に予想出生児分だけ配布されたというものであります。しかし県では平成25年度からは印刷配布はせずにサイトの利用を呼びかけるということだったために、本市独自で発行しようという予算に盛り込みました。内容も6歳までの子育て情報がつぶさに掲載されておりまして、御家庭で大変役立つものと思われれます。それから次に黒ポツ下から3番目のエアコン設置工事費184万円ですが、これは今年の夏の猛暑を受けまして、エアコンの設置の要望が北部支援センターで大変高かったことや、また市内の保育園の乳児室にはすべてエアコンが設置されているということで、利用されている乳幼児やお母さんの体調管理上必要であると判断し、予算化させていただきました。それに伴いまして9つ目の黒ポツの電力使用料も増額させていただいております。

次にページをめくっていただき158、159ページの1つ目の白丸、こども広場事業です。こども広場は平成22年8月以来延べ約15万人という御家族に御利用いただいております。市内外よりリピーターも多くて、その中で年齢別遊びや木育遊び等々の遊びはもとより、交流会等への事業拡大の期待が高まっております、それら利用者の声を予算に反映させていただいております。こども広場事業の主な予算ですけれども、2番目の黒ポツ、臨時職員賃金337万4,000円ですけれども、これは事業や行事を行う上で必要な代がえ、それから保育士の休暇代がえの臨時保育士の賃金です。最後から2番目の黒ポツ、施設管理負担金3,308万円ですけれども、これにつきましてはウイングロードビル全体を管理する塩尻市振興公社との取り決めによりまして、面積割で見積もられた額になっております。内訳としましては、施設管理費として1,614万円、これは清掃業務とか警備業務、それから設備管理業務、エスカレーター、エレベーター等の維持管理ですね、それとか空調管

理等に使われます。それから管理共益費として244万円、木育行事等イベントの共同開催の負担金、それからビル内の広報事業の負担金ともなっております。それから光熱水費として1,450万円となっております。大勢の皆さんが快適に御利用いただくために安全清潔な施設として維持管理を行い、利用の向上を図ってまいりたいと思います。

最後にファミリーサポートセンター事業ですが、49万円となっております。これは平成15年度より子育て支援センターの事業として行ってきた事業を取り出したものです。少し拡大をさせていただこうと思いきり出しました。ファミリーサポートセンター事業というのは、乳幼児や小学生の児童を持つ御家庭、そんな保護者を対象として援助を受けたい会員、これは依頼会員と言いますが、それと援助をしたい会員、提供会員という会員同士の相互援助活動を行う事業です。その仲介役とか、それからサポーターの養成を子育て支援センターが行うというものです。これは国の行う次世代育成支援対策推進法に基づく交付金の対象事業でもあります。そんなことで会員同士の援助活動が行われております。合わせて400人ほどの会員がおります。450回ほど利用があります。平成25年度はそんな援助会員のサポーターのスキルをさらにアップしようと、ここに取り出させていただきました。事業そのもののPRを積極的に行いまして、利用の拡大を図ってまいりたいと思います。説明は以上です。

**福祉課長** それでは3目ひとり親家庭福祉費をお願いいたします。この事業は平成24年度予算では母子福祉費だったものを、父子家庭もふえてきているということで、ひとり親家庭に見直しをしたものです。

次の160、161ページをお願いいたします。最初の丸、ひとり親家庭福祉推進事業はひとり親家庭の生活や就労の支援をするもので、下から4つ目の黒ポツ、ひとり親家庭福祉事業補助金は、ひとり親おじりが行う、母子、父子、寡婦の各部会の研修会費等と、全体事業の親子体験教室等の事業補助金になります。次の黒ポツ、ひとり親家庭児童生徒就学支度金は、ひとり親家庭の児童及び生徒の入学を祝うとともに激励するために入学祝い金を支給するものです。次の黒ポツ、自立支援教育訓練給付金は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座の受講のために支払った費用の一部を支援するもので、平成25年度はお一人の方がホームヘルパー2級講座を受給したいという御相談を受けているもので予算化させていただいたものです。次の黒ポツ、母子家庭高等職業訓練促進費は、母子家庭の母の就職が有利となり、生活の安定を図ることができるように、看護師や介護福祉士などの資格取得のための養成訓練を受講する場合に、高等技能訓練促進費及び入学支援就労一時金を支給するものです。内容といたしましては、看護師、准看護師、介護福祉士の資格の取得を目指している方で、平成23年度から継続している方はお二人、それから平成24年度から継続している方がお二人、平成25年度新規に希望されている方がお二人の補助になります。

次の丸、児童福祉施設費は、母子生活支援施設、助産施設への入所措置費になります。

**家庭支援室長** 次、4目家庭教育支援費をお願いいたします。予算書、同じく160、161ページ、あわせて予算説明資料で49ページをごらんいただきたいと思います。まず1つ目の白丸、相談員報酬につきましては、家庭児童相談員2人分の報酬となっております。

その下の白丸、家庭教育支援事業諸経費の主なものを御説明させていただきます。下から3つ目の黒ポツ、CAP研修委託料75万円につきましては、来年度市内3校、桔梗小学校、西小学校、洗馬小学校の3校を予定しております。なお平成25年度、辰野町の教育委員会と連携をとりまして、両小野小学校にもCAP研修で入る

予定になっております。ページをめくっていただきまして、162、163ページ、上から1つ目の黒ポツ、創作絵本読み聞かせ事業委託料24万2,000円につきましては、早ね早おき朝ごはん・どくしょ市民運動の市民啓発事業として団体のほうに委託をしまして、広く市民の方から参加をいただける企画を練っていただいております。それから1つおりにいただき、総合福祉システム使用料につきましては、先ほど来出ております情報推進課からの組みかえになっております。私のほうは以上です。

**こども課長** 続きまして5目児童健全育成費をお願いいたします。こちらは児童館8館、それから児童クラブの運営費が主なものでございます。最初の白丸、嘱託員報酬でございますが、それと次の職員給与費は、児童館長及び児童厚生員の人件費でございます。

その下の白丸、児童館・児童クラブ運営費でございますが、2つ目の中点、臨時職員賃金につきましては、児童厚生員とともに放課後の学童保育を担当いたしますパート職員の賃金でございます。下から4つ目の中点、洗馬児童館指定管理料1,293万5,000円につきましては、洗馬児童館の指定管理を塩尻市社会福祉協議会へ委託したことに伴いまして、複合施設を活用した利用者と児童の交流会のほか、地域の諸団体とも連携した活動を展開していただくこととしております。

**教育総務課長** それでは164、165ページをお願いいたします。165ページの上段にございます児童館・児童クラブ施設改善事業でございますが、前年は片丘児童館の建設経費がございましたので、今回前年に対しまして1,670万円余の減額になっております。内容につきましては経常経費が主な内容になりますのでよろしくをお願いいたします。

**家庭支援室長** 引き続きまして6目発達支援費、ページ164、165、同じページをごらんいただきたいと思っております。それからあわせまして説明資料同じく49ページになります。元気っ子応援事業361万7,000円ということで主なものを御説明させていただきます。上から3つ目の元気っ子相談等謝礼につきましては、231万9,000円を計上させていただいております。この内容につきましては元気っ子相談、年中児各保育園を回って相談をしているわけですけれども、50回に臨床心理士の先生に来ていただいて診ていただく謝礼、それから医療相談、言葉の相談等々の謝礼になっております。以上です。

**福祉課長** 続きまして、3項生活保護費1目生活保護総務費、最初の白丸、嘱託員報酬は平成24年度予算では生活保護事務諸経費と一緒にしていたものを、面接相談員、就労支援員の嘱託員報酬を分けたものです。

次の166、167ページをお開きください。生活保護適正化事業は、まん中の丸になりますけれども、生活保護制度の適正運営を図るため、電子レセプトの活用や点検による医療扶助の適正化や、ケースワーカー担当者の社会福祉主事資格の取得、研修会への参加などで担当職員の資質の向上を図ろうとするものです。

2目の扶助費、生活保護扶助費になりますが、そのうち最初の黒ポツ、生活保護費は生活保護法に基づきまして最低限度の生活を保護し、生活の向上が図られるよう援助するものです。生活保護受給者数は平成23年度をピークにわずかではあります減少となっておりますけれども、65歳以上の無年金者や失職後なかなか再就職ができない世帯に申請が多くなる傾向にありますので、また受給者が高齢化することによりまして、介護扶助費、医療扶助費の占める割合が増加傾向にありますので、これらの適正を図ってまいりたいと思っております。次の黒ポツ、中国残留邦人生活支援給付費は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき支援給付するもので、現在9人の方に給付をしております。次の黒ポツ、住宅手当給付費は、

離職者で就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、または喪失する恐れのある方を対象として、ハローワークによる就職支援を受けている方に対して賃貸住宅の家賃のための手当を支給するものです。

次の168、169ページをお開きください。5項災害救助費1目災害救助費、応急救助諸経費は、万が一、災害が発生したことで被災された市民に対して支援を行えるよう、災害弔慰金、災害応急扶助費を計上したものです。以上です。

**男女共同参画・人権課長** それでは続きまして、労働費、労働諸費の4目ふれあいプラザ運営費につきましてお願いします。予算書196、197ページとなります。説明覧の一番下の覧になりますけれども、一番下の白丸、ふれあいプラザ運営事業になります。まず一番上の黒ポツにつきましては、ふれあいプラザの運営委員の報酬ということになります。続きまして、次の講座託児保育士賃金、これにつきましてはふれあいプラザで行われております講座受講生の託児を行うための保育士の賃金でございます。次の黒ポツ、各種講座講師謝礼につきましては、プラザで行われております資格習得講座、生活教養講座等、就職活動、または社会等で役立つ各種講座を行うための講師の謝礼ということでございます。以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。それではただいま説明を受けましたので、児童福祉費から先ほどのふれあいプラザまでの間で質問のある方はお出しいただきたいと思います。

**副委員長** 197ページのふれあいプラザ運営事業のところでお伺いします。講座託児保育士賃金というのがありますけれど、これ利用者の自己負担というのはあるんでしょうか。

**男女共同参画・人権課長** 今のところ自己負担はございません。市費で賄っております。

**副委員長** 今後、自己負担を少ししていただくとかっていう検討はされていますでしょうか。

**男女共同参画・人権課長** 経費の見直しということで研究はさせていただいております。今のところ利用者等も非常に好評でございますので、今のところ市費ということで続けさせていきたいというふうに考えております。

**副委員長** もちろん好評だとは思いますが、ぜひ多少なりとも自己負担というのをさせていただくような方向で、また検討していただければと思います。

**鈴木明子委員** ちょっと私、聞き漏らしたのかなと思いますが、保育園に看護師を配置するっていう話があったと思うんですが、その説明がありましたら。

**こども課長** 事業といたしましてなくなっちゃったものですから、説明を省いちゃって済みません。ページで言いますと151ページですね、児童運営費のうちの保育士給与費、一般職員給料103人分の中ですね、保育士が86名おりますが、そのうちの1名ことし新規採用で、ことしの4月から入る保育士がおりますけれども、その人が看護師の資格を持っているという中で、その保育士に看護師の仕事をお願いをするということになりまして、実際に必要な場面ということでいきますと、この4月からたん吸引のお子さんが入ります。ここを切開してありましてのどの下の所、それでそこを、たんを吸引するという医療行為になるんですけれども、これが発生をする関係です、看護師を1名ということで実施計画予算等の審議をさせていただく中で、ちょうどその新規採用職員の中で、そういう保育士兼看護師の資格を持っている者がいるという中で、彼女をその任に充てて、そうは言いましてもちょっとフリー的に扱っていただかないと、保育士もやりなさいよ、看護師もやりなさいよっていうわけにいかないものですから、その分については囑託の保育士で対応をさせていただきたいということで考えております。現在はできるだけ1園に集めると言いますが、集中と言いますが、特にその必要な方ですね、

看護師が必要な方については、一応日の出保育園なり、近くに消防署もあつたりするものですから、そちらのほうで対応させていただきたいということで、お願いをしているということでございます。

**鈴木明子委員** そうしますと、どういふのかな、そういった看護師の看護が必要な児童を引き受けるに当たってっていうのは、どっちが先なのかよくわかりませんが、たまたまそういう方を採用したっていうことなのか、そういう資格を持った人を探していて、今回のような結果ができたというか、そういう面でちょっと。

**こども課長** 職員の配置につきまして保育所の最低基準っていうものがございまして、その中でですね、乳児、ゼロ歳児ですけれども、ゼロ歳児が1園で9人以上預かる時には、置かなければならないという義務なんですね、看護師を1名置きなさいっていうふうになっています。6名以上の場合はできるだけ置きなさいという、置いてくださいっていうことなんですけれども、努力規定になってるんですが、市内にも毎年、年度当初には七、八名から始まりますけれども、ゼロ歳児につきましては途中入園が大変多うございまして、途中から9人を超えということがたびたびございました。昨年度からそういうお願いを上げてきたわけですけれども、ことしにつきましては、たまたま医療行為を必要とするお子さんが入ってくるという、そういう情報につきましても人事課のほうにもお流ししてございましたし、実施計画の策定の段階で市内のそういう情報提供は共有していたものですから、当初は本当に嘱託で看護師を雇おうということで、本当に広報とか出す直前まで行ったんですけれども、職員採用のほうに間に合ったという中で、そういうことになったということです。

**鈴木明子委員** そうするとゼロ歳児で保育ニーズが高まれば、順次そういう手当も考えていかなければいけない状況であるっていうことは、今後も引き続き続くってことですね。

**こども課長** そうですね、いるにこしたことはないかなと思います。ただ何と言いますかね、なかなか今、看護師で募集をかけても応募がないっていうのが実態でございまして、今回も正規職員で採れたものですから大変よかったとは思いますが、あとですね9人以上という状況の中で、9人いるからといってすぐに看護師がですね、何かしなきゃいけないということではないものですから、一応16園の中でそういう看護師がいればですね、何かあった時にもそこへ飛んでいけるという中で、最低やっぱり1名は必要かなと思いますので、今後もしそんなような形で配置はしてまいりたいと考えております。

**委員長** ほかにございますか。

**金子勝寿委員** ちなみに、どちらの園にその1名の方は配属になるんでしょうか。吉田。

**委員長** 日の出保育園。

**金子勝寿委員** 日の出。ごめんなさい、聞き漏れました。

**委員長** ほかにございますか。

**副委員長** 165ページの元気っ子応援事業でお伺いします。臨床心理士の先生が、昨年度は相談指導委託料ということで93万円ぐらいだったのが、今年度は謝礼と費用弁償ということで金額もかなり上がるんですが、これは勤務体系が変わったりとか、それから委託している業務内容とかに変わりがあるんでしょうか。

**家庭支援室長** 説明書の49ページに載せてありますけれども、前年度までは元気っ子応援事業全体への指導や5歳児への課題遊び、それからプログラム等の御指導をいただくということで、委託料として臨床心理士の方にお支払いをしていたというところなんですけれども、この元気っ子応援事業も平成18年度にスタートしまして、既に当初元気っ子相談を受けたお子さんも小学校5年生まで上がっている状況で、特に保育園現場ではそれ

それ保育の個別支援保育等々の研修も積んでおられますので、その対応について、ある程度保育園のほうはもうできてきてる、ベースができてきてるといふところがありました。そうした状況の中で、これからそれぞれ今後、臨床心理士さんだけではなくて、医師とかあるいは理学療法士さんとか、作業療法士さん等々といった専門職的な方々、あるいは特別支援教育スーパーバイザーみたいな方々の御指導もいただかなければいけないというところで、来年度につきましては、臨床心理士の先生に元気っ子相談の現場に足を運んでいただいて、子供たちの生の姿を見ていただくと、そこで保育士の方にコメントをいただくと方式を変えまして、より中身を、質を高めるといふ形にしたわけです。経費的にはそちらに載っているとおり、委託料93万円のところを50回程度こちらのほうに足を運んでいただくんですけども、その謝礼と費用弁償を含めまして83万円程度ということで、経費は節減になっているところです。以上です。

**副委員長** ありがとうございます。あと、この元気っ子応援事業は塩尻市立の保育園は全園で実施されていると思うんですけども、私立の保育園、私立の幼稚園はいかがでしょうか。

**家庭支援室長** 今年度新たに私立の保育園が2園が開園しておりますので、御理解をいただきながら今年度既に私立の保育園のほうは入らせていただいております。今まで市内の私立幼稚園があるわけですが、そちらについてもできる限り御理解をいただく中で、元気っ子相談等は入らせていただいております。1園ちょっと幼稚園で入れないところがあるんですけども、あと当然ですけども、市内に在住の親子で市外の幼稚園等々に通われているお子さんもおられますので、そこについても追跡的に御理解をいただく中で、例えば松本にある幼稚園等にも足を運んで相談をさせていただいているところです。以上です。

**委員長** 私のほうから関連で、元気っ子応援事業の中に医療相談とか、言葉の相談が実際に行われてるっていうお話がありましたが、その内容について医療機関へ行くのか、それとも園に来ていただくのか、個別でやっていく必要もあるかと思いますが、その辺実態はどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

**家庭支援室長** 元気っ子応援事業、年中児の元気っ子相談をする時に、親御さんに元気っ子応援事業パンフレットを配布させていただいております。この中に元気っ子相談をスタートとしまして、それ以降保育園で受けられる支援、それから小学校に入ってからフォローしていける支援等のサービス提供の内容を記載して親御さんのほうに説明会で配布させていただいております。その中で心理検査相談等につきましては、あるいは医療相談、あるいは言葉の相談、子育て応援教室、それぞれ支援サービスメニューがあるんですけども、心理検査相談については文化センターのほうに来ていただくなり、あるいは医療機関のほうで受けていただいたりとかって、いろいろな方法はありますけれども、基本こちらのほうに来ていただいて児童相談所の心理士さんとか、あと民間でやっていただいている心理士さん等にお問い合わせの部分もありますし、家庭支援室にいる嘱託職員の心理士が検査をとることもあります。それから医療相談につきましては、できる限り早く、早期発見、早期支援という部分が大きいところなんですけれども、すぐに医療というところまでなかなかつながらない部分がありますので、県内の医療機関のドクターにこちらのほうに足を運んでいただいて、文化センターのほうで医療相談を受けていただいております。まあそんな状況と。それから言葉の相談につきましては、言語聴覚士の先生をお願いしているところなんですけれども、言語聴覚士の先生については各園を回っていただいて、その子の様子を把握する中で、どういう指導がいいのかというところを各園を回って見ていただいていると。それぞれ必要性に応じて、できるだけその子が相談しやすい環境をつくっていきたいというふう考えています。以上です。

**委員長** 個々に継続的に支援が必要ってということで、支援の充実をする重要性とか必要性がある中で、最近の動きでは、発達相談支援センターとか専門のそういった支援センターが、各市町村の行政の中でも設置されて充実した相談支援を行われているというような状況の中で、塩尻市としては発達支援相談センターをきちんと設置するのか、それとも今までどおり会場を文化センターの中で、専門の先生に来ていただいてやっていくというような方向で行くのか、その辺検討されているのかどうかお聞きしたいと思います。

**家庭支援室長** うちのほうのセクション、家庭支援室なんで、当然教育、福祉、医療、保健等またがる元気っ子応援事業には中身がなっているんですが、箱物ではなくてやっぱり人がすべてだと、支援に関してはそういう部分があるのかなというふうに、今現在の元気っ子応援事業の中ではその充実が非常に重要なのかなと、顔の見える関係でできるだけ現場に赴いて、その子に必要な支援をどう組み立てていくかということで、センターをつくってそこに来てもらえばいいということではなくて、例えば保育現場でその子が困っているところにどう支援が入るのか、あるいは小学校に入って、あとで学びのサポート事業もありますけれども、その子の困っている、あるいは教室で先生方が困っている部分をどうサポートしていくかということで、その継続的な途切れのない支援をどうサービス提供できるかっていうところを考えていますので、センター設置についてはまた今後、近隣市町村の動きもありますが、その点についてはまだ塩尻市としては元気っ子応援事業の量から質のほうにシフトしているところなので、直近では研究はしてますけども検討はしていないという状況です。以上です。

**中原巳年男委員** 161ページ、ひとり親家庭福祉推進事業の中で、ひとり親家庭児童生徒就学支度金っていうのが、入学祝い金のようなものだという事だったんですが、小中それぞれで、もし出ているとしたら金額は1人幾らなのか、それから所得制限が設けられているのかいないのか、その点についてお願いします。

**福祉課長** 入学支援金ですけれども、平成24年度、今3月4日現在で申請をいただいて第1回目の支払いをしてるんですけれども、小学校の入学の方が61名、それから中学校が79人、合計、今140人の方にお支払いをする準備をしております。お一人1万円の祝い金ということで所得制限等は設けておりません。

**永田公由委員** 151ページの民間保育所の関係ですけど、先ほどの説明ですと、ことしは40人ほど園児数がふえるということですが、吉田の御子柴学園ですか、みのむし保育園は相当定員割れしてますけども、ことしはどんな状況ですか。

**こども課長** この見込みの数字はですね、サン・サン保育園、駅前のほうですがこちらが69人で、それでよしだ保育園のほうが見込んでおります。委員さん御指摘のとおり、よしだ保育園のほうは定員が105人ということでございまして、まだ2分の1弱というようなこととございますけれども、ちなみに昨年の4月1日がよしだ保育園につきましては20人だったものが、ことしの1月1日現在で33人ということで、未満児を中心にですね、ふえつつあるということで、現在の入園の申し込みの状況、それから中途でどうしても未満児のお子さんの需要が多くなってくるわけですけれども、市内の公立保育園のほうはほぼいっぱい状態になってしまうということで、よしだ保育園のほうについて、そういう部分では賄っていただいている部分があるかっていうことで考えております。

**永田公由委員** それともう1点ですけど、市内には待機園児とか待機児童はいないということですよ。

**こども課長** いわゆる待機児童というのは、塩尻市内含めて長野県内ゼロということになっております。それは正確に言いますと、第一希望、第二希望とかってそういうことからいきますと、どうなのかってことですけ

れども、保育園にはどうしても入れなきゃいけないというお子さんはみんな保育園に入れていて、本当は入りたいんだけど、でもまあちょっとこちらのほうで預かれると、要するに実家に預けて見てもらえるとかっていうようなこと、そういうものを待機児童には含めませんので、そういう意味でのゼロということになりますけれども。

**鈴木明子委員** 済みません、元気っ子のところへまたちょっと戻っちゃうんですけども、非常に先進的な取り組みということで、全国的にも非常に先進的な取り組みをしている。また非常にきめ細かに対応していただいているってことは大変ありがたいなと思うんですが、市内の公立は特にそうですが、保育園の中で、例えば園長先生もかわったり、あるいは保育士さんもかわったりしていくってような状況の中で、常にこういう事業についての研修だとか、理解を共有していけるようなそういう取り組みについては何かされているのでしょうか。

**家庭支援室長** 保育園の段階ではこども課のほうと連携を取りまして、保育の中身的な部分等も含めまして、それぞれお子さんの育ちに応じた個別支援保育等の充実をこども課のほうでやっていただいていますし、必要に応じて研修会ということで、例えば発達障害の専門家の講師の方をお呼びして、研修会に出てきていただくというようなことで、当然保育士のそういうお子さんを見る、保育は保育としてのプロなんですけども、その発達障害等の見取りと言いますか支援については、その部分ではやっぱり専門家のアドバイスをいただくというような形を考えています。特に加配の先生方は多分臨時嘱託の先生方が多いかとも思いますので、その辺についても園長会でも相談していただきながら、どういう形がいいかということで検討はしているところです。以上です。

**森川雄三委員** さっきの永田委員の質問されたね、民間保育支援事業のところでも151ページ。これ負担金ということと補助金というように社会福祉法人立の2園と下は認可外保育園ということなんですけれども、これほど児童数と時間とかいろいろ算定率みたいなものがあるとは思いますが、これ1人大体どれくらいの、それぞれ補助になってるんですか。

**こども課長** 普通の支弁費と言われてるものはですね、年齢によって違います。当然のことながら乳児、それから4歳以上では全然違います。というのは乳児は、そのまま本当にもうかかりっきりでおむつかえたりとか全部やってかなきゃいけないもんですから。乳児につきましては、大体こちら辺ですね、寒冷地ですとかいろいろ付加手当がついたりするものですからざっくりとした数字で言いますと、乳児につきましては一人当たり大体17万円くらい支弁費としてかかります。それから1、2歳児につきましては10万6,000円。それから3歳児につきましては5万8,000円くらいですね。4歳児以上が5万1,000円と。大体こういうそれぞれ金額がかかりまして、この人数分が支弁費としてなります。その中で保育料として除かれる部分がございます、保育料を除いて残りの2分の1が国、4分の1が県、4分の1が市ということになっております。ちなみに市の保育料というのは軽減をしておりますので、国の定めた基準での保育料で計算をされますので、いわゆる塩尻市では本来の保育料を集めてないもんですから、その分は市費を持ち出しをしております。

**森川雄三委員** それはあれですか、認可外の保育事業も同じ比率で出していると。それとは違う。

**こども課長** そうですね、キッズワールドとか、それからバンバン、それぞれ金額が若干、集めていると言いますがそれが違うんですけれども、バンバンが2万5,000円くらいの月謝と言いますか月々で。済みません、バンバンが3万円ですね。キッズワールドが2万5,000円。これは市のほうから出ている認可外の補助金を使ったあとの金額ということでございます。

**森川雄三委員** これは結局認可されてるところは、国から補助があるからある程度出せれると、そういう意味で理解していいわけですね。

**こども課長** ちょっと国の補助率につきまして係長のほうからお答えさせます。

**こども応援係長** 先ほど課長が申しました支弁費のうちですね、認可されている保育所につきましては国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という負担割合になっています。それでですね、国からですね平成25年度予算では3,611万2,000円、県からは1,805万円、市の持ち出しは保育料の差額分を入れまして、持ち出して3,003万円ほどを見ているんですけども、ただ認可外のほうはですね、県の補助金しかございませんので、県の補助金でそれも額は年齢に応じて決まっていますけども、それはそれとして認可外保育所へいきまして、それを抜いた分を保育所が決めた額を保護者に負担をお願いすると、そういうことになっています。

**森川雄三委員** ちょっともう1点いい。それでね、ことし40人増を見越して、2,600万円増という話ですね、そうすると単純に6万5,000円ぐらい。先ほどのいわゆる補助率というか、それぞれの年齢によっていろいろあるようなんですが、大体そういうもんなことですか、計算的には。

**こども課長** 先ほど支弁費というものだけ、これは児童の数によって決まってくるっていうものなんですけれども、それ以外にですね、長時間保育ですとか、低年齢児保育ということをやったことによつての補助金というのがございます。これは例えば長時間保育、11時間開所ということが国のほうで定められているものですから、朝7時半からやりますと夕方6時半までは計算されずにですね、午後6時半から午後8時までやれば1時間半とかですね、そういう時間が長時間保育の補助金の割合になるわけですけども、それですとかあるいは塩尻市ではやっている1歳児につきまして、法定では6人に1人つければいいところをですね、3人に1人保育士をつけてるといような、低年齢児に対する手厚い保育をしているわけでございますけれども、そういうことをやったところに対しては補助金が出ますので、その分は人数に関係なく出るものですから、若干ふえた数字だけで割り返すと数字が合わないかと思えます。

**森川雄三委員** いいです。

**中原巳年男委員** 167ページ、生活保護扶助費という部分の中で、中国残留邦人生活支援給付費という項目で、今9人対象者がいるということですが、この方たちは、例えばこの給付費のほかにも、例えば生活保護費だとか、住宅の給付だとかそういうのも重複しているような人はいます。

**福祉課長** この扶助費で生活を賄っていただいているという状況です。

**中原巳年男委員** そうすると、これ一人当たりっていうのでいくと、非常に何か仕事を持っていて所得制限があってこの給付金があるのか、ある程度の所得があってもこの給付が受けられるのかっていうのはどうなっていますか。

**福祉課長** 係長のほうから答弁いたします。

**生活福祉係長** 中国支援給付につきましては、生活保護と同じように扶助費的なものをお支払いするというような形になります。現実的に中国支援給付を受けている方はほとんど高齢者になってきておりまして、就労がちょっとできないような状況になってきておる状況でして、収入に対するものが全然ないということで、全額扶助費等をお支払いをしているというような状況であります。それからですね、年金をいただいている方もいらっしゃるんですけども、年金をもらっている方については収入として見ずに、控除せずに生活扶助というものを全額

お支払いしているというような状況であります。

**中原巳年男委員** この9人はみんな単身者ですか。

**生活福祉係長** 5世帯9人ということで、ひとりだけがお一人でして、あと夫婦世帯のみという形になります。

**金子勝寿委員** 今のとこの関連で、この生活保護費の中で、ちょっと私の認識がおかしかったらまた指摘していただければと思いますが、医療費というかの割合はこの中に入って、いわゆる医療費扶助の割合ってどのくらいですか。もうちょっと言うと大体国の平均で7割幾つだったかな、ちょっと数字を忘れちゃいましたけど、今問題になってるところなんで、少し割合がわかれば教えてください。

**福祉課長** 約50%を占めています。もう少し細かくですと係長のほうから答弁いたしますけれども。

**金子勝寿委員** お願いします。

**生活福祉係長** 平成23年度になりますけども、医療扶助が一番大きくありまして42%、それから生活扶助が38%、それから住宅扶助が13%、あともろもろで残りというような形になっております。

**金子勝寿委員** 大体の扶助費の中で伸びてくる中の一つの要因だったんですが、ちょっとことしの予算を見ると若干減額ということになってます。その辺、要因というか考え方で何か国の制度変更があったんならそれはそれでいいんですが、少し説明をお願いします。

**福祉課長** 就労支援員を配置する中で、稼働世帯に対して早い段階から職につけるような指導をしていく中で、生活保護から脱却できるような対応に力を入れているということで、生活扶助のほうを若干少なめに見積もらせていただいております。

**委員長** ここで10分間休憩をとります。35分から開始します。

午後3時24分 休憩

午後3時35分 再開

**委員長** それでは休憩を解いて再開いたします。198ページまでの間で、まだ質問のある方は。

**鈴木明子委員** 165ページの生活保護総務費のところの嘱託員の報酬なんですが、生活保護面接相談員と就労支援員の方それぞれ1人ずつの予算が計上されていますが、何かこう、ちょっとお高いのではないかなというふうに思うもので、この方たちは特殊な、何と申すか、経験をお持ちとか、スキルをお持ちの方が当たっているということでしょうか。

**福祉課長** 面接指導員さんにつきましては、県の職員で社会福祉士の資格を持っていらっしゃる方です。窓口対応につきましては、再三、鈴木委員さんのほうからも御指摘をいただいているものですから、丁寧な対応をするようにということで、会議等の折にも周知をしながら対応させていただいておりますので、今後も気をつけて窓口対応をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**鈴木明子委員** そういう経験が、有している方が当たっているということですかね。

**福祉課長** そうです。

**鈴木明子委員** はい、わかりました。

**金子勝寿委員** 先ほどの生活保護のところ、今年は前年度より予算を若干抑えて、自立の支援をしていきたいということでしたが、具体的にどんな部分なのか、ちょっと繰り返したら繰り返して申しわけないですが、

少し。

**福祉課長** じゃあ具体的に、どういう対応してるか、係長のほうから答弁いたします。

**生活福祉係長** 先ほど今の予算の関係にありましたけれども、平成22年から生活保護世帯の就労支援の体制を強化するというので、自立を促すっていうことを目的で、就労支援員さんを配置させていただいておるところです。可働能力、おおむね65歳未満の方になりますけれども、その方に対しまして、個別のカウンセリングをしたり、ハローワーク等への同行、それから求職情報の提供、それから就職した後のアドバイスというようなことで、長期的に安定的に雇用ができるということで、実施をしておるところでございます。

**金子勝寿委員** 今で大体、ここの金額ぐらい削減できるぐらいの効果があるだろうということで、ことしはやるということですか。

**福祉課長** はい、そうです。

**金子勝寿委員** ちょっと若干余談なんですけど、この間、この厚生省の担当の課長補佐が、ぐらいにちょっと話聞いてきたら、今後はいわゆる就労をしても、それを可能なような、いわゆる就労した時の賃金は取っておいて、生活保護から脱却したらその時に、ボーナスじゃないけど差上げたりとかですね、そういう形の就労支援もしていきたいみたいな話もしておりましたので、いわゆる受給だけじゃなくて就職につなげる部分の話で、現状のケースワーカーがそこまで、いわゆる面倒を見るような形までやっていくのか、例えば、面接に行く時までというふうにやれとか、そんな話までするまで踏み込んでやるのか、それとも情報提供で終われるのか、その辺。

**福祉課長** 法が改正されるということが、新聞紙上で出ておりますけれども、その中では、収入になった部分を仮に貯金をしておいて、脱却する時にボーナス的にお渡しするというような制度のことを検討していらっしゃるということも、情報では入ってきておりますけれども、まだ具体的にはなっておりません。現在うちの就労支援につきましては、先ほど係長が、どんなことをやってるかというような具体的な対応については、きめ細かく対応をする中で、就労につなげていったりとか、生保の中からの脱却をしていくというようなことの支援を厚く、手厚くしているという状況です。

**委員長** それでは私から、子育て支援センター事業について1点お聞きしたいと思います。平成25年度からイクメン手帳を配布していただくということで、この内容とても素晴らしいもので、ぜひ実施、頑張ってくださいと思いますが、内容を見させていただきまして、長野県として配信をしていますけれども、それをそのまま使うのか、または塩尻バージョンとして内容を少し変更をするのか、その辺お聞きしたいと思います。

**子育て支援センター所長** 来年度は、内容はそのまま使わせていただきます。その内容につきましては、県のほうに問い合わせましたところ、それは、使って結構だという回答をいただいております。ただ、発行者は長野県ではありませんで、塩尻市なので、塩尻市っていうふうに変えさせていただくことは、長野県も了承済みであります。以上です。それと、済みません、今後内容によっては、県に問い合わせまして、少し改善するところがありましたら改善しますけれども、今のところしばらくは、このまま使わせていただくということで考えております。

**委員長** その中で、子育て先輩パパの体験談っていうのが、多分2名載ってたと思うんですが、それ上田の方が2名だったと思うんですね。できれば、塩尻でもパパ友の会とかいろいろ、先輩のお父さんたち頑張っているって、そういう方たちの紹介とかに内容を変更して、身近なところで頑張っているっていうところが紹

介できたらいいのかなというふうに考えていますので、そのパパ友の会の方たちの御意見もあると思いますけれども、そういったことも工夫していただけたらなあと思いますがいかがでしょうか。

**子育て支援センター所長** 貴重な御意見ありがとうございました。実際市内でも、育休を1年とられた学校の先生もおりますし、そういった方たちも身近におりますので、御相談させていただいたりして、また検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

**委員長** よろしくじゃあ、お願いします。

**金子勝寿委員** 163ページの児童館・児童クラブ運営費というところで、まず先に片丘は、小学校の中へ移ったということで、運営上前と違って、いわゆる利用者がふえた、減ったとか、サービス面の声とか、どんなふうに把握してますか。特になし。

**こども課長** 8月からですね、委員さん御指摘のとおり、小学校の空き教室のほうに入りまして、それまでは片丘の場合には児童クラブだけということで、児童館がなかったわけですが、児童館ということで、館利用ができるようになったということもございまして、学校からも児童館の利用になりますと直接は行けないもんですから、1回家へ帰ってからということになるんですけども、学校に行くような形ですね、児童館の利用ということでも、ふえてきているっていうことは、お聞きしている。今までが児童館がなかったもんですから、館利用と児童クラブとの利用が一緒みたいな形だったもんですから、そういう意味で、今までは児童クラブしかなかったという中で、クラブに4年生以上の子も大分入って来ていたんですけども、年度の中途だったもんですから、今年度については、6年生まででも今まで来てたお子さんは入れていますけれども、4月以降については、ほかの児童クラブと同じように、主は1年生から3年生までというクラブ利用と、それからそれ以外のお子さんには館利用をということで促していくという状況でございます。

**金子勝寿委員** ほかの地域でも、小学校の中という計画があったかと思うんですが、その辺は特に変更なく進めていく予定なんでしょうか。

**こども課長** 学校のほうの相手のある話だもんですから、塩尻東小学校、それから宗賀小学校ですね、そちらのほうで計画のほうに上がってきておりますけれども、たまたま1年間だけその教室があいててもいけないもんですから、今後の小学生の児童数の推移を見守る中でですね、空き教室が確保できる段階でっていうことで、多分それほど計画と違わずに進められるんじゃないかと思いますが、実施計画の中では、次は塩尻東小学校のほうに東児童館をっていうことで、現在考えております。

**金子勝寿委員** 一応計画できれば、もう示されて説明をされてるので、できる限りその範囲でお願いしたいのと、あと今、洗馬だけ指定管理でやってますが、今後管理運営について、特に現状のままやっていくのか、例えば市内を半分ぐらいずつ分けて指定管理ということも、松本市はもう既に導入してますが、そういった検討とかは、現段階でどんなふうに担当課で考えているか。

**こども課長** 例えば今の洗馬児童館は、たまたま、ふれあいセンター洗馬との併設の施設ということもございましてけれども、同規模の、例えば宗賀の児童館の年間の管理費と言いますかと比べますと、若干、洗馬児童館のほうが高くなります。それは、何と言いますかね、清掃業務みたいなものが入ってくるんですね。ほかの児童館というのは、直営でやってるところは、職員だったり、中には子供たちも一緒にやったりすることもあるんだと思うんですけども、そういう清掃という、施設が老朽化している部分もございましてけれども、そういうその

費用的に若干、建物の規模ですとか中身、どういう状況かということにもよってくるかと思いますが、維持経費の関係、それから、ただその施設を、何と言いますかね、管理を指定管理でお願いしちゃっていいものなのか、あるいは今後、ほかの、松本市とかもそうなんですけれども、利用者負担を若干でもお願いをしていくっていう方向もですね、視野に入れて今、検討をさせていただいているところでございます。

**金子勝寿委員** お願いします。

**委員長** よろしいですかね。なければ、次に進みます。

次は10款教育費教育総務費から幼稚園費まで、286ページまでを議題とします。説明を求めます。

**教育総務課長** それでは、予算書262、263ページをお願いいたします。予算説明資料につきましては、44ページからになりますので、あわせてお願いをいたします。10款教育費でございます。263ページの上段でございます教育委員会諸経費でございますが、先ほどから各課で説明ございますように、人件費、それから下2つに負担金2つございますけれども、これを合体をさせて1事業とさせていただいたものでございます。内容的には、前年とほぼ同様の内容になっておりますので、御確認をお願いをいたします。

263ページの下段のほうにございますが、教育委員会事務局諸経費のうち、一番最初の細節でございます教育振興審議会委員報酬20人分につきましては、先に議案第11号で説明申し上げたとおりでございます。3,350円の4回分20人分を計上させていただきました。次の学校評議委員謝礼でございますけれども、現在104人が登録をいただいております。学校が保護者や、あるいは地域住民の意向を学校の運営に反映をさせて、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するために御協力をいただくものでございます。1校当たり大体8人程度という者が平均的な人数になっております。ページを進んでいただきまして264、265ページをお願いいたします。265ページの事務局諸経費の中で、中段に教育振興基本計画調査委託料99万円の計上がございます。これも先ほど説明させていただきましたが、計画策定の初年度ということで、国や県の各種計画の基礎調査、あるいはアンケートの作成、その取りまとめ、集計、こういった業務について委託をしようというものでございます。

次の事業でございますが、真ん中の事業でございます。教育相談研究事業1,500万円余でございます。前年とほぼ同額の経費を見込んでおります。教育相談研究事業につきましては、大きく3つございまして、西小の4階にある教育センターを中心に業務を行っておりますけれども、学校教育支援業務、それから教育相談支援業務、それから最後に情報機器を活用したICT活用教育に関する業務でございます。このうち相談員の報酬5人分につきましては、教育相談員3人分と中間教室2人分の人件費でございます。また1つ飛びまして、臨時職員賃金という細節につきましては、中間教室の補助員の賃金にかかわるものでございます。

次に、その下の事業でございます。スクールバス運行費でございます。前年とほぼ同額の予算額でございます。現在スクールバスを利用している児童につきましては、小学校で167人、中学校で111人でございまして、小学校でおおむね4キロメートル以上、中学校でおおむね6キロメートル以上を対象とするものでございます。下から2つ目の細節に運行委託料がございまして、こういった運行委託料を計上いたしまして、3形態で対応をしております。すなわち宗賀、洗馬小学校、西部中、それから東小、塩中、現在アルピコに委託をしている業務、それから檜川地区、大新東をお願いをしている業務と、両小野地区につきましては、市のバスを利用いたしまして、シルバー人材センターに委託をお願いをしているというものでございます。運行委託料が53万円ほど増額

になっておりますけれども、これも現在アルピコに運行委託をしております日当たり単価の増額によるものでございます。現在118万円、日当たりでございますが、これが120万円程度という増額に伴うものでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして266、267ページをお願いいたします。267ページの上から2つ目の事業でございますが、教育センター情報教育推進費でございます。前年に比べ98万円ほど減額になっております。主なものが下から2つ目の細節でございますパソコン等使用料でございますが、これが100万円ほど減額になっております。教育センターの研修室ですとか、あるいは研修室のプリンター、パソコン、こういったICT機器の再リースに伴う減額がその内容でございます。

**家庭支援室長** 同じくその下、ページ266、267のまなびサポート嘱託員報酬、まなびサポート事業について御説明をさせていただきます。予算説明資料49ページになりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。まなびサポートの嘱託員報酬につきましては、それぞれ小中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して、教員免許を有する特別支援講師を配置するものです。年次計画的に増員をお願いしてきておりまして、平成24年度13人のところを、来年度、平成25年度1名増員させていただきます、14人分の特別支援講師報酬分になっております。その下、まなびサポート事業の黒ポツ2つ目になりますけれども臨時職員賃金、これにつきましては、同じく小中学校に在籍する日常生活の介助を必要とする児童生徒に対して、学校支援介助員を配置するものです。この介助員につきましても、年次計画的に増員をお願いしてきておりまして、平成24年度10人、来年度につきましては3名ふやささせていただいて、13人を予定している臨時職員賃金になります。私は以上です。

**教育総務課長** 続きまして、267ページの一番下でございますが、「笑顔で登校」推進事業でございます。学校不適応対策にかかわる事業でございますが、予算説明資料の44ページもあわせてごらんいただきたいと思っております。まず一番上の細節でございます臨時職員賃金につきましては、平成24年度から配置をいたしました、子と親の心の相談員にかかわる賃金でございます。1つ飛びまして消耗品費でございますが、83万9,000円ということで、前年より増額になっておりますが、正しい学校生活を送るためのアンケートQ-Uの購入にかかわる増額でございます。これまで中学校2回分を予算計上させていただきましたけれども、これを次年度につきましては、小学校の高学年まで拡大をしてみたいと。これによりまして、学級経営、生徒指導に役立ててみたいというものでございます。消耗品以下のクリーニング代以下につきましては、塩嶺体験学習の家を活用いたします不登校児童生徒のための体験学習にかかわる経費でございます。

また、ページをおめくりいただきまして268、269ページをお願いいたします。269ページの一番上の高等学校等振興事業でございます。私立高等学校の修学と振興を図るための経費でございますが、一番上の細節でございます運営費補助金につきましては、学校割といたしまして都市大塩尻に100万円、それから生徒割といたしまして1人3,000円、これを550人として見込ませていただきました。市に住所を有する生徒の数に応じて支払う補助金でございます。次の私立高等学校設備費補助金でございますが、対象は都市大塩尻でございます。平成24年度から補助金の見直しをさせていただきます、この補助金の初期の目的を達したということで、段階的に補助金を削減させていただいております。平成25年度は50万円を削減いたしまして、100万円という計上をさせていただいたところでございます。

それから1つ飛びまして、給食公会計事務諸経費でございます。新規事業でございますが、3月1日の広報でも、また12月の本協議会でも説明をさせていただきました。公会計ということで児童手当からの天引き、また指定金融機関からの口振、こういったことを併用いたしまして、保護者の利便性の向上と収納率の向上に努めてまいりたいということでございまして、これはその事務的な経費を計上したものでございます。印刷製本費につきましては、納付書、督促状等にかかわるもの、それから下から2つ目の学校給食費収納システム使用料につきましては、平成24年度に債務負担行為を設定をしたリース料でございます。最後の備品購入費につきましては、新しい係の新設に伴いまして、収納棚3台分の予算を計上させていただきました。なお、食材費、いわゆる給食費につきましては、この後出てまいります小中の給食運営事業に計上をさせていただいたところでございます。

続きまして、その下の学校給食レシピ公開事業につきましては、予算説明資料で説明させていただきますので45ページをお願いいたします。事業内容のところでございますように、専用のホームページで各校の給食のレシピを公開するというものでございます。これまで蓄積されているレシピが多くございますので、それを例えばメニュー別、学校別、人気別、さまざまなカテゴリーで分類をいたしまして、見た人からの感想ですとか評価、あるいはメニューの提案、こういった投稿機能、双方機能も付加するなど、本市の特色ある学校給食、これを内外に発信してまいりたいというものでございます。本来、食生活の形成ですとか地産地消の推進ですとか、こういったものにつきましては、本来、食育として重要な教育活動を担っているわけでありまして、本市の自校給食につきましては、さまざまな活動への可能性を秘めている一つの地域ブランドでもあり、地域資源でもあるというふうに思っているところでございます。こうしたよさ、すばらしさを内外に発信するとともに、これを例えば家庭のメニューですとか、あるいは地域、それから企業にまで活用していただけるような、そういったものにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

再度予算書に戻っていただきます。269ページの中段でございます教職員住宅管理諸経費でございます。190万円余の増額でございます。まず減額でございますが、上から4番目の細節の教職員住宅借上料につきましては、民間住宅の借り上げ分でございます。前年度3戸でありましたが、平成25年度には更新1戸になりましたので、その分の減額となっております。またその下の改修工事につきましては、高出地区の2戸の住宅、それから宗賀の1戸の住宅、教員住宅でございますが、この住宅内の改装を行ってまいりたいということで、330万円余を計上をさせていただきました。今後も計画的な改修を行うわけでありまして、老朽化した住宅につきましては後利用も検討する中で、今後取り壊しについても検討してまいりたいというふうに考えております。

**男女共同参画・人権課長** その下になります4目人権教育費の社会人権教育推進事業でございます。上の黒ボツ3つの社会教育指導員報酬、人権教育指導員報酬、それと人権教育推進委員報酬につきましては、今年度の委員報酬からこちらの事業へ合体させたものでございます。それぞれ社会教育指導員につきましては、社会人権教育の企画推進をしていただく報酬でございます。次の人権教育指導員報酬につきましては、市内10地区で公民館活動等を通じまして人権教育を指導していただく指導員の報酬となります。その下の人権教育推進委員報酬につきましては、本市の人権教育推進施策につきまして御検討をいただく委員様の報酬となります。その下、手話通訳者賃金、その下の託児保育士賃金、そのもう1つ下、要約筆記賃金これにつきましては、来年度人権をテーマに予定をされております豊かな心を育む市民の集い、こちらの経費となります。その一番下になります人権教育講師謝礼につきましては、市内の地区公民館、分館等で行われます人権学習会の講師謝礼ということでござ

います。次のページをお願いいたします。271ページになります。3つ目の黒ポツ、消耗品になりますけども、こちらには、来年度県の委託事業として行われます地域人権啓発活動活性化事業、こちらの人権の花運動として小学校へ配布する予定でございます花の種、プランター、腐葉土等を消耗品として購入するものを含んだものでございます。花を種から育てることによりまして、命の大切さ、人権の大切さを学んでもらうというものでございまして、市内小学校2校で実施する予定でございます。この地域人権啓発活動活性化事業につきましては、法務局の支局単位で、県から委託を受けた市町村が行ってるものでございまして、来年度本市で実施するものでございます。県から60万円の委託金を受けまして、この人権の花運動と、あと講演会等の人権啓発を行うもので、本市でこれまで行ってきております青少年健全育成、男女共同参画、人権啓発をテーマにしております豊かな心を育む市民の集い、これをこの事業で行うという予定でございます。それから上から6つ目の営繕修繕料、それからずっと下にいきまして、集会所管理委託料、この間ものにつきましては、人権・同和教育集会所の維持管理にかかわるものでございます。その下の講演委託料につきましては、今説明いたしました豊かな心を育む市民の集いの講演の講師の委託料となります。一番下にあります分館人権学習会・地区推進会議補助金につきましては、各地区10地区でございますけども、2万円ずつ学習会等の開催費用の補助ということで支払うものでございます。私のほうは以上であります。

**教育総務課長** それでは271ページの後段になります。学校施設集中管理事業でございます。学校施設の安全対策ですとか、教育環境の維持向上を図るための経費でございまして、嘱託員5名を配置いたしますとともに、シルバー人材センターに委託しまして学校管理の委託を行っております。委託管理委託料につきましては、前年と同額計上をさせていただきました。

ページをまためくっていただきます。272、273ページをお願いいたします。273ページの一番上の事業、塩嶺体験学習の家運営諸経費でございます。まず平成24年度の利用状況でございますけれども、宿泊でございますが、トータルで1,439人で、前年に対しまして586人の減でございます。また日帰りにつきましては786人でございまして、こちらは242人の増でございます。トータルいたしますと2,225名ということでございまして、前年の宿泊トータルに比べて344名の減ということになっております。こうした利用状況でございますけれども、特に学校活動や部活動、こういった利用の増加がふえておりまして、トータルのです、ね、利用の固定化、定着化が図られてきているというふうに感じております。私どもが推進をいたします自主事業のほかに、スポーツ合宿ですとか、あるいは小学校の体験学習ですとか、民間におきましては各種学校での合宿、それから企業の研修、こういった多様な使われ方をしてきているようになってきております。平成25年度の事業内容につきましては、やはり資料45ページにございますので、こども未来塾に関する事業の部分については、そちらをごらんいただきたいというふうに思います。こういった私どもの自主事業、未来塾をさらに充実いたしますけれども、さらに生涯学習での広がりですとか、平日の利用の促進、あるいは県外からの利用の促進、こうした課題に対応いたしますために、体験学習の総合コーディネート業務というものを委託をいたしまして、これにつきましては情報の発信ですとか、ホームページの充実、体験学習メニューの充実、こういったことを進めてまいりたいというふうに思っております。この事業の中の中段から少し下のところに、こども未来塾等運営事業委託料とありますけれども、230万円のうち170万円余につきましては、体験学習の総合コーディネートにかかわる委託料でございまして、残りにつきましては、リーダー研修等にかかわる運営委託料がその内

訳になっております。それからその下に4つほどございまして、改修工事150万円余を計上させていただきましたが、新館のほうの浴室の給湯ボイラーが平成3年製でございまして、老朽化をしており、故障した場合、実際故障してしまったわけですが、部品がないというような事態になりました。したがって、この更新をしてまいりたいというものでございます。

続きまして、273ページの後段になります。学校医等報酬、これから小学校費に入っておりますが、そのうちの2番目嘱託員報酬8人分につきましては、小学校に加配をしております市費の講師にかかわる報酬でございます。前年と人数的には変わってございません。

次の事業、小学校管理諸経費でございますが、前年に対しまして830万円ほど減額になっております。まず1つ目の細節でございます臨時職員賃金につきましては、小学校に配置をしております事務職員3校分の賃金でございます。以前、平成24年度はここに図書館司書の賃金が含まれておりましたけれども、後ほど図書館費のほうでも説明あると思いますが、こどもの読書力パワーアップ事業によりまして、司書の人件費8人分を市立図書館のほうに移管したものでございます。それによる減額になっております。以下につきましては、小学校の学校運営ですとか、環境整備、あるいは健康管理にかかわる経費でございます。次のページまでわたりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。この中で275ページの一番上にございます燃料費につきましては、今年度の補正でもお願いをしておりますけれども、灯油の単価の増によりまして予算計上額も増額をさせていただきました。また、細節の一番最後にございます机・椅子購入費につきましても、学校要望を取りまとめた結果、子供たちの机・椅子、これが大分傷んでおりまして、更新をする必要があるということでございますので、これも50万円ほど増額をさせていただいたところでございます。

その下の事業、小学校施設改善事業でございますが、前年はここに保健室のエアコン設置工事がございましたので、やはり470万円余の減額になっております。2つ目の一般工事につきましては、各校の消防設備ですとか、体育、遊具設備の改修工事のほか、屋根の防水工事、あるいは駐車場の浸透ますの設置工事がその内容になっているところでございます。

またページをめくっていただきます。276、277ページをお願いいたします。277ページの上から2つ目の事業でございますが、小学校補助交付金でございます。特別行事等にかかわる活動の支援、それから活動の充実、保護者の負担軽減、これを図るものでございます。一番上の特別行事等交付金につきましては、校区講演会ですとか部活動、あるいは校外活動にかかわる交付金でございます。3つ飛びまして総合的学習交付金につきましては、教科の枠を超えた横断的な学習、職場体験ですとか、国際理解ですとか、環境、福祉、こういった活動にかかわる交付金でございます。いずれも前年と同額を計上させていただきました。

次の事業でございますが、学校安全支援事業でございますが、前年に比べまして280万円ほど増額になっております。中学校のほうでも同じ経費がございまして、通学路の安全確保と子供たちの見守り、また学校での防災対策にかかわる経費でございます。特に通学路の安全確保につきましては、一番上の消耗品費の中に蛍光テロン製の横断旗、これを9校分、旗でございます。それから2番目の営繕修繕料につきましては、カーブミラーが2カ所、それから注意看板がありますが6カ所、こうした経費。最後の備品購入費につきましては、横断旗ボックスの備品にかかわるもの9校分ということでございます。通学路の安全確保につきましては、この小学校のほうで約190万円、中学校のほうで約120万円を計上をさせていただいております。

それからその事業の中段に、地域児童見守りシステム運用管理委託料が360万円ほど減額になっておりますけれども、これまでこの見守りシステム中継機625台ございまして、サーバーが10台ございましたけれども、この運用管理につきまして、子供見守り分だけ教育総務課に残し、あとの部分につきましては、情報推進課のほうに移管をしたというものでございます。このシステム、いわゆるアドホックネットワークというものでございますけれども、子供のほかに高齢者の見守り、あるいは農林での気温ですとか、今後は鳥獣害のセンサーですとか、あるいはバスロケーション、こうした多方面の用途に活用することが検討されておりますので、基盤全体の管理費につきましては、情報推進課のほうに移管をさせていただいたということでございます。

次でございますが、小学校英語サポート嘱託員の報酬と、その下の小学校英語活動サポート事業につきましては、平成25年度で事業を分割させていただきました。嘱託員の報酬につきましては、国際理解講師5人分にかかわる経費でございます。

それから、277ページの一番下でございますが、学校施設非構造部材耐震化推進事業でございます。設計委託料40万円を計上させていただきましたが、これは塩尻東小学校の校舎を対象にするものでございます。体育館の非構造部材につきましては、前倒しをさせていただきました。体育館以外の校舎等の高天井にかかわる耐震化につきましては、大規模改修にあわせて実施をしてみたいということで、改修工事を平成26年度以降に見込んでおりますので、その設計に着手をさせていただくところでございます。

またページをめくっていただきまして278、279ページでございます。279ページの小学校プール改修事業につきましては、吉田小学校のプールを平成26年度以降改修するために、設計委託料を見込んでいますものでございます。昭和57年に設置をされましたプールでございまして、プールの本体のシート防水、あるいはろ過器の改修等進めてまいりたいと考えております。

続きまして、教育振興諸経費に移ります。このうち上から3番目の細節、学校図書館管理システム使用料につきましては、63万円の新規でございます。これにつきましては、これまでも何度か説明をさせていただいております図書館の図書のデータ化ということでございます。業務が効率化されるだけでなく、検索システムというものもございまして、子供たちの調べ学習、あるいは情報活用能力の育成、こういった効果を期待されるところでございます。授業に役立つ図書の購入につきましても、効果的に検索するというようなこともできますので、先ほどのこどもの読書力パワーアップ事業、市立図書館等連携を図りながら、相乗効果を高めてまいりたいというふうに考えております。この教育振興諸経費の中に前年度につきましては、学力テストの採点分析委託料120万円がございましたけれども、平成25年度につきましては、悉皆調査、いわゆる全校調査になります。国が対応いたしますので、その分の経費につきましては、削減をさせていただいているところでございます。

続きまして、教育振興扶助費につきましては、小中学校、中学校の分もこの後出てまいりますけれども、平成24年度、現在でございますが、要保護、準要保護合わせて小学校345人、中学校237人という状況でございます。在籍比につきましては、小学校で9.4%、中学校で11.7%とこういった状況でございます。

次の事業でございますが、小学校情報教育推進費のうち電算機器使用料につきましては、パソコン等532台、あるいはICT機器にかかわるリース料でございますが、平成24年度中にですね、再リースございまして、その単価が下がったために、ここで50万円ほど減額にさせていただいております。

続きまして、小学校費の最後になります。279ページの一番下の事業、給食運営事業諸経費でございます。

予算説明資料では46ページにございますので、ごらんいただきたいと思います。前年と大きく変わりますが、一番下の細節でございますが、給食費でございます。2億2,400万円余ということでございまして、9校分の給食食材費でございます。内訳につきましては、1食280円の202日、これが5万6,500円が年額でございますので、これを児童、それから教職員数、また説明資料にもございますように、地域食材の日を活用いたしました学校給食レストランを開催をいたしたり、文化祭等のイベントで給食レストランを開業したり、小中学校もそうでありますけれども、内外にですね、給食のメニュー、それから味わっていただく機会を提供してまいりたいと、こういった分の食材費もこの給食費の中には含まれているというものでございます。続きまして、めくっていただきまして280、281ページをお願いいたします。給食運営事業諸経費、続きますけれども、その中の一番下にございます備品購入費でございますが、400万円ほどの増額になっております。榎川給食センターの食器食乾洗浄機、洗馬小の食器消毒保管庫、いずれも約25年以上経過をしておりますので、買い換えを計画するものでございます。

小学校費の最後になりますが、塩尻東小学校大規模改修事業でございます。やはり設計委託料570万円でございますが、先ほども説明させていただきましたとおり、平成26年度以降に計画をしている大規模改修工事の設計でございます。

続きまして、中学校費に入っております。小学校費と重複するところは説明を省かせていただきますので、あらかじめ御了承をお願いしたいと思います。281ページの学校医等報酬、このうち2つ目嘱託員報酬4人分につきましては、前年から1名増になっております。市費加配の講師3人分のほか、議会でも説明させていただきました学校スーパーバイザーの人員費を1名計上させていただきました。これにつきましては、説明資料のほうで説明をさせていただきますのでお願いいたします。44ページ「笑顔で登校」推進事業でございますが、事業内容のところにスーパーバイザーの役割を、そこに説明をさせていただきました。現在、学校不適応対策といたしまして、学校支援コーディネーターを1人市教委に置いておりますが、新たにスクールカウンセラー機能も強化をしていきたいということで、養護講師も兼ねた講師、これを拠点中学校に配置をしていきたいというものでございます。このスーパーバイザーという言葉でございますが、本来御承知のとおり、監督者ですとか、管理者という意味で使われるわけでありますが、県のスクールカウンセラー事業というものがございまして、その中で困難事例へのフォローアップを担う人というような役割で、このスーパーバイザーという言葉を使わせていただいているところでございます。子供たちへのカウンセリングとともにですね、ケース検討会議の参加ですとか、あるいは市教委との連携、情報交換も行ってまいりたいということでございます。背景でございますが、現在スクールカウンセラーは県の事業といたしまして、県内の拠点校に配置をされまして、塩尻市へは2名、市や学校の要請に応じて派遣をいただいております。ただ、週2回ですとか1回4時間程度ということで、時間や回数に限度がございまして、緊急の場合に十分対応しきれない状況がございまして、特に昨年度につきましては、緊急かつ多くの生徒に対してカウンセリングが必要な事案が発生をしております、そんなところで機動的なカウンセリング、スクールカウンセラーの必要性というのを強く感じたところでございます。また、各校においては、養護教諭の先生もスクールカウンセラーの機能を担っていただいているところでございます。現在1名を配置をしておりますけれども、県費の養護教諭の先生が校外活動で不在の場合、その学校に出向いて支援をしていただくという、補充にかかわる業務もいただいておりますけれども、こういった養護講師の拡大も、学校ですと

か、PTA連合会からこれまで強い要望がございましたので、それに応えてもまいりたいということでございます。

再度予算書に戻っていただきます。281ページの学校医等報酬の中の上から2つ目の外国語指導助手報酬につきましては、3人分ということでございます。前年度2名分でしたが、この後、委託業務が出てまいりますけれども、自治体国際化協会からのALT、これを2名から3名にふやしてまいりたいといった内容でございます。

その下の中学校管理諸経費につきましては、小学校とほぼ同様の内容でございます。やはり一番上の臨時職員賃金につきましては、図書館職員5人分が移管することにより減額になっております。ページをめくっていただきまして282、283ページ、283ページの細節、中段に外国語指導助手配置事業委託料がございます。これも平成24年度3人分でしたが、2人分ということで490万円の減額をさせていただいております。偽装請負というような指摘も受けているこういった事業でございますので、今後、直接雇用あるいはJETからの派遣、こういったものに徐々に移してまいりたいと、そんなことも考えているところでございます。

283ページの下段のほうにございます中学校施設改善事業につきましては、エアコンの設置工事が、平成25年度は保健室に設置をする計画で、300万円を計上させていただいております。一般工事につきましては、前年度に比べまして約400万円ほど増額になっておりますが、消防や体育設備のほかに懸案でございました楯中の体育館のトイレの水洗化をここで改善してまいりたいというふうに考えております。

ページをめくっていただきまして284、285ページでございます。285ページの中学校補助交付金、それから学校安全支援事業につきましては、先ほど小学校のほうで説明をさせていただきました。

その下の中学校30人規模学級拡大事業でございますが、60万円余でございます。平成26年度に塩尻中学校の第1学年が30人規模学級に該当いたしますので、平成25年度中にその準備をしておくための消耗品と備品購入費でございます。

それから285ページの下段のほうにまいりまして、一番下の新学習指導要領対応事業でございますが、前年に比べて1,500万円ほどの減額になります。平成24年度からの指導要領に対応いたしまして、理科消耗品、あるいは指導書、準拠教材、あるいは理科備品等をそろえさせていただきました。そのための減額ということでございます。

最後になります。286、287ページでございます。287ページの給食運営事業諸経費につきましては、やはり前年に比べて1億3,000万円余の増額になっておりますが、真ん中にございます給食費5校分でございます。単価につきましては320円の202日、年額にいたしまして6万4,600円というものでございます。私のほうは以上でございます。

**こども課長** 最後に4項1目幼稚園費をお願いいたします。私立幼稚園の支援補助金でございますが、2,694万6,000円です。今年度まで幼稚園振興諸経費ということで計上しておりましたけれども、事業をわかりやすくするというで名称を変更させていただきました。内容は、私立幼稚園の円滑な運営を促進するとともに、保護者負担の軽減を図るために、市内の児童が通園をしております、市内はもちろん、市外の幼稚園も含めまして補助をするものでございます。最初の中点、私立幼稚園運営費補助金でございますが、市内の幼稚園3園に対しまして定額補助、これは80万円でございますが、と園児数割の補助、これは一人当たり9,000円

でございます、を支給します。また市外の幼稚園7園には、園児数割9,000円のほうだけを補助をするものでございます。児童数につきましては430人を見込んでおります。次の中点の私立幼稚園就園奨励費補助金でございます。1,983万6,000円でございますが、保護者の所得状況及び通園の児童数に応じまして補助をするもので、対象となります児童は278人程度を見込んでおります。以上です。

**委員長** ありがとうございました。それでは、ただいま説明を受けた部分に関しまして質疑を行います。委員の皆様より御質問ありましたらお出してください。

**副委員長** お願いします。275ページになるんですが、小学校の施設改善事業なんですけれども、小学校も中学校も共通して言えるのが、ストーブがかなり古くなっていると思うんですが、そのストーブの改修の予定は今後お考えでしょうか。

**教育総務課長** ここの営繕修繕料につきましては、給食センターの浄化槽のプロワーですとか、窓の修繕ですとか、床の改修ということで、これまで学校要望で懸案として出されてきているものの営繕修繕でございます。ストーブ等につきましては、毎年学校要望の中で出てくるものがございますので、そういったものは備品購入費等を活用させて購入させていただいているところでございます。

**副委員長** 済みません、項目が違ったかもしれないですが、そのストーブが学校から要望が上がってきてないってことなんでしょうか。私が知っている限りでは、ふいてもふいても燃料がこぼれてくるストーブがあったりとか、蒸気機関車が走ってるようなぐらい音のするストーブとかっていうのを、実際に学校に行ってみてきてるんですけど、そのあたりはどのように把握されてますでしょうか。

**教育総務課長** 担当係長に説明をさせます。

**教育施設係長** 各学校からの状況につきましてはですね、各学校の予算ヒアリングの際に状況を伺っております。児童生徒がですね、快適に勉強に集中していただくように、そういった環境的なものにつきましては、第一優先というようなことで、学校配分させていただいておりますので、本予算案のですね、備品購入費ならびに修繕費に盛り込んでございます。以上でございます。

**副委員長** ありがとうございます。もう1点お願いします。267ページの「笑顔で登校」推進事業のところ、アンケートQ-Uが新年度ふやされるという予定なんですが、以前に御提案をさせていただいた集計の方法について、御検討されましたでしょうか。集計を、今はクラス運営のためにということで、以前、本会議場で一般質問でさせていただいた時に、クラス運営のための集計なのでクラスごとの集計しか行っていないと、例えば学年でどうだとか、学校単位でどうだっていう、そういう見方はされていないということだったんですけど。

**教育総務課長** もちろん、このアンケートの結果につきましては、生徒指導やクラス運営のための学級で活用するための集計もしておりますけれども、学校全体の傾向を見る、学年全体の傾向を見るというようなことで、それぞれ集計できるようなものにはなってきて、有効な資料データにつきましては、活用できるようにはなっております。

**副委員長** ぜひ、よろしくお願いします。

**委員長** ほかにございますか。じゃあ、私から1点お願いします。学校給食レシビを今回初めて公開されるということで、地域、家庭、企業とかあらゆるところで利用してほしいというような説明がありましたが、その公開の内容で、公開したレシビ1食分のカロリーですとか、塩分ですとか、できれば一緒に公表していただきたい

と思っていますが、その点、どのように計画されているのかお聞きしたいと思います。

**教育総務課長** いろんな公開の仕方あると思いますけれども、今言ったカロリーの面、栄養面も含めましてですね、例えば成人病予防に役立つレシピですとか、アレルギー対応を各学校でやっておりますので、アレルギー対応のためのレシピですとか、そういったものを、これから構築していく作業の前でありますので、そういうことも踏まえた、市民の皆さんから多く活用いただけるような、そういった分野の活用方法も検討していきたいと思っております。

**委員長** 済みません、関連でですね、企業とか地域でも活用してほしいということで、こういった事業をやりますよということを、しっかり地域全体、商工関係とかいろんなところでしっかり宣伝をしていただいたほうがいいかなあとと思いますが、その辺の連携も今後大事かなというふうに思いますので、これは要望でいいです。

**中原巳年男委員** まなびサポート事業の関係ですけども、特別支援講師が1人ふえ、それから介助を必要とする生徒のところ10人が13人ですが、これは全校にということじゃなくて、必要な学校に配置をしているということですか。

**家庭支援室長** 先ほど説明の中で年次的に増員をしているということで、基本的に1校1人を目標にということで、今、年次計画的に増員をしてきたところです。実際に配置につきましては、学校から特別な支援を要する児童生徒のリストを上げていただくとともに、私ども教育相談員と現場に訪問させていただいて、それぞれお子さんの状況等も見させていただく中で、優先順位と言っては変なんですけれども、必要なところに必要な支援員、講師を配置するというので、来年度に向けても今回1名増の特別支援講師の配置等についても、学校サイドと相談をさせていただきながら、配置をさせていただいているというのが現状です。以上です。

**中原巳年男委員** それで、例えば学校によって、そういった対象になる児童生徒が、人数が違うと思うんですね。そうすると、基本的に1校1人っていう考え方が必要なのか、例えば近くの学校の支援員の方にも応援をもらってやってくというような考え方を持ってくるのか、その辺については、優先順位云々じゃなくて、必要なところに必要な配置という中でいった時に、どういう基本的な考えを持てるか。

**家庭支援室長** 今現在、インクルーシブな教育、国を挙げて進めてるところですので、それぞれ障害をお持ちの方、いろいろ課題を抱えているお子さんも、ともに学ぶという状況を推進しているところの中で、塩尻市は特に特別支援講師、あるいは介助員を配置させていただいて、ともに学べる環境を整えていくという考え方で進めてきているところです。今、委員さんおっしゃられるように、必要な支援がどういう形が一番いいのかということで、国のほうは合理的な配慮という言葉を使って、要は予算と、どこまで人員をつけたらいいかということで、当然現場からは要望が、例えば各学校によっては20名上がってくところもありますし、各学校によっては、うちのほうで、ある程度絞り込んでくださいという依頼もあるので、7名程度で出してくる学校もあります。そうした中で、実際私どもも現場に赴きますし、あるいは学校のフォローアップ等もかける中で、いろんな情報を収集して、どのお子さんにどういう形でつけたらいいか、ただ、発達、お子さんの育ちはそれぞれだもんですから、小学校1年生の時に必要であっても、学年が上がることによって、支援の中身的に変わるということもありますので、毎年、あるいは1学期、2学期、3学期等も含めまして、学校との情報を共有しながら、必要な形で支援をしていくという形をとらせていただいております。ただ、それが1カ月ごとにというところは非常に難しいところがありますので、辞令等の交付もあるものですから、その辺は配置としては、基本的に特別支援講師

については1年、それから介助員については6カ月、半年ごとの形をとらせていただいているというところが現状です。以上です。

**中原巳年男委員** 以前、市内の中学校で実際あったことなんですが、やっぱりそのころはこういう制度はなかったんですが、非常にそういったところに造詣の深いというか、経験のある先生がいらっちゃって、校長先生の判断で、その先生がこういった役割をすることで、大分本人たちも勉強のほうに目を向けるっていうね、それで落ち着いていられるというようなことがあったもんですから、学校自体が、こういった講師とかにあまり頼りすぎずに、やっぱり先生たちがみんなでもってそういうことも勉強してくような必要があるんですが、そういうことを今、市内の小中学校の先生たちは、そういう勉強会なりなんなりってことはしてるわけですか。

**家庭支援室長** これも夏休みにですね、市内小中学校、教職員校長含めまして、8月大体1日、2日、2日に分けて全教職員対象に研修を行っております。ここに来ていただく講師の先生は、県内でも相当名の知れたというところの先生をお呼びして、しっかり研修をお願いしている。その講師については、2年間継続して来ていただくということで、2日間のうち、ことしA講師を受けたら、来年はB講師を受けていただくということで、やはり1人の講師ではなくて、いろんな形の先生方の講義を聞いていただく中で、現場で生かしていただきたいという、うちのほうは思いを持っております。夏休み中、大変先生方もお忙しい中ですがけれども、実際参加をしていただきまして、アンケートを読ませさせていただく中でも、やはりこう、特別なそういう支援にかかわってる先生ではない教師の方から、こういう考え方があるんだ、こういう見方があるんだ、こういう支援の仕方があるんだっていうことで、非常に勉強になったというアンケートもいただいておりますので、ただ、これは継続的にやはり続けていかないと、委員さんおっしゃられるとおり、ある一人の先生が頑張っても事が済む問題ではなくて、学校全体として共有をして、どういう形でみんなで見守って支援をしていったらいいかというところが、最終的には非常に大切になります。ただ、個別に支援入るもんですから、特別支援講師、あるいは介助員のスキルも上げていかなければいけない。あと学校全体としての取り組みもということで、県内、全国で特別支援教育コーディネーターという方が、各校に配置されておりますので、そういう先生方とも、より連携を密にしながら、そういう教育的配慮と言いますが、そういう部分を、質を高めていきたいというふうに考えております。以上です。

**中原巳年男委員** 今、先生の研修はやっていただいているということで、それは継続していくということですが、やはり例えばPTAの親御さんたちの集まったような時に、親御さんたちにもこういったことをね、しっかりと理解をしてもらうことで、地域としても受け入れてもらえるようになると思いますので、その辺も検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

**家庭支援室長** ことし1月下旬に、これも新しい試みとしまして、榎川小学校で、保育園、小学校、中学校の保護者と、保育園、小学校、中学校の教職員、それから地域の民生児童委員さんを対象としまして、中信松本病院の小児科の、うちのところで医療相談をお願いしている先生ですけども入っていただきまして、一堂に会した中で講演会をしていただきました。で、その前段としましては、ドクターのほうにも学校現場の授業を参観していただいて、その後教職員と懇談をして、その後、地域あるいは保護者の皆さんと講演を聞くという、ちょっとそういうプログラムをつくってやりました。その結果、保護者の参加人数からするとパーセントは若干少ないのかな、夕方の時間帯だったので、少ない部分もあったんですけども、アンケートを見ますと、もう全く初めて

こういう形で地域、保護者、教職員が一堂に会した中で、いい話を聞かせていただいたというアンケートをいただいていますし、質疑応答の場面でも、あるお父さんが参加していただいている、これからは子供の育ちだけではなくて、親の育ちについても勉強したいと、ぜひ今後また継続的な形で何とかできないかっていう、そういう前向きな御提案もいただいたところですので、そういう部分もいろんな形で検討していきながら、より多くの皆さんに御理解をいただきたいというふうに考えております。以上です。

**中原巳年男委員** 一番まず手をつけやすいのが糟川地区だとは思いますが、これから全市にそういう活動をね、広げてもらわないと、地区によって見方を変えるわけではないんですが、大勢生徒のいるところほど、やっぱりそういう生徒さんが多くなってきますので、全部の地域の役員ですとか保護者ってのは無理にしても、やっぱり出た人から話が、またほかの親御さんのほうへも、こういうことだつてつてというようなことも伝わりますので、ぜひいろいろ研究、検討する中で市内のすべての学校でできるような形を、今後取り組んでもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**委員長** ほかにございますか。

**副委員長** この予算書にあるわけではないんですが、一昨日の森川委員の一般質問にもありましたAEDの件でお尋ねしたいんですが、市内の小中学校とか保育園の保育士さんとか教職員の方は、どのくらいの頻度でつてつか、講習を受けていらっしゃるのかとか、皆さんがちゃんと使えるのかとか、把握されてますでしょうか。

**教育総務課長** 学校については担当の係長から説明をさせます。

**学校支援担当係長** 小中学校につきましてなんですけれども、県のほうから二、三年に1回、学校において、AED心肺蘇生法の講習会を行うようにというような通知がありまして、各学校その方針に基づきまして、講師を招いて講習をしております。そして、その学校の講習に出れない職員につきましては、県のほうでも主催の講習会がありますので、参加希望をとりまして県の講習会にも参加していただいております。また保護者の皆様対象には、夏休み中のプールの使用もありますので、学校ごとに保護者対象の講習会も行っております。以上です。

**こども課長** 保育園の関係につきましては、昨年の3月にAEDをすべて設置いたしました。4月にですね、設置をする時にですね、一緒にそこの保育士さんたちに、できるだけ午睡の時間ですね、お昼寝の時間に行きまして研修をさせていただきました。中にはですね、消防署で実施をいたします講習会がありますが、1日とかかかるやつなんですけども、そちらのほうを講習を受けている方がですね、結構多くいらっしゃいまして、50人くらいだったかな、いらしたもんですから、そういう方々はもう使えるという中で、それ以外の方が主に受けていただいたということでございます。

**副委員長** 小中学校のほうは二、三年に1回という指導が県からあるつてということなんですけど、私も実際受けて、やっぱり何年かあくと、そういうのつていろいろ忘れちゃったり、これでよかったかなと思うので、定期的に年に1回くらいどこかで時間をとっていただいて、蘇生術とかの訓練をしていることが必要ではないかなと思います。また、中学生ぐらいになれば、多分子供でもある程度そういったことも理解できると思うので、中学生ぐらいになれば、その子供たちを対象にしたそういう教室が開かれてもいいのかなとは思っていますので、そのあたりはまた研究していただいて御検討いただければと思います。

**委員長** いいですかね。

**永田公由委員** 267ページの結核対策事業ですけど、これ対象者はどういった方が対象ですか。

**教育総務課長** 児童生徒、対象者全員健診を受けていただくわけなんですけれども、委員会のほう、この委員会というのは松塩筑の市町村で構成します合同結核対策委員会でありまして、こちらのほうにかかってきますのが、約50人くらい検討をいたしまして、そのうち大体20名から30人くらいが精密検査のほうに回っていくと、こんなことを聞いております。

**永田公由委員** 実際にその児童生徒の中で結核になったっていう例は、市内ではあるんですか。

**教育総務課長** 現在のところ聞いてはおりませんが。

**永田公由委員** これに関連してね、インフルエンザがことしうんとはやったんだけど、それに対する対策というのは、新年度予算の中では何か盛り込まれてますか。

**教育総務課長** インフルエンザ対策にかかわる経費は特には計上してはございません。学校の中において、うがい、手洗いの励行といったものを学校の保健指導の中でやっていただく、また家庭での協力もいただくというお願いをしているところでございます。

**永田公由委員** そうするとワクチンというか、予防接種みたいなことはしないわけ、子供たちには。

**教育総務課長** ワクチンにつきましても個人で負担いただきますようにしております。

**永田公由委員** 個人で。

**教育総務課長** はい。

**委員長** 済みません、私から1点お願いします。アレルギー食で保育園も含めて何人が、こちらに人数が載っていますが、過日、本当に残念な事故が起きた中で、塩尻市では、エピペンを実際に学校に預けたり持ってきてる子供さんが何人いるのか、またそういったお子さんがいるということであれば、研修とか、実際にどのように学校現場でされているのか、その辺お聞きしたいと思います。報道によるとね、エピペンを打つタイミングが遅れたとか、担任の教師が初めてエピペンを触ったというようなことで、本当にタイミングが遅れて残念な結果が出てしまったっていうようなことが報道されていますが、塩尻市の状況をお聞きしたいと思います。

**教育総務課長** 担当係長に説明させます。

**学校支援担当係長** 市内の小中学校で食物アレルギーにかかわらず、花粉に対するアレルギーもありまして、3名エピペンを持ってきている児童生徒がおります。そのお子さんにつきましては、養護教諭を中心に担任、保護者と校長も含めまして、取り扱いについては十分連携をとって、非常時にスムーズに扱えるように対策をとっております。以上です。

**こども課長** 保育園の関係では、1人現在対応しております。来年度からもう1人ふえるというふうにお聞きしておりますけれども、講習と言いますか、使い方につきましては、一応それぞれお母さんからお預かりする段階でもわかるものですから、その担当のお子さんについて、このお子さんのエピペンについてはここにあるっていうことで、職員で確認をいたしまして、服の上からでも刺せるというものでございますので、その使い方については、保育士が熟知をしておるっていう状況でございます。なお、ただ打ってもですね、15分くらいしか効かないということだもんですから、特にそのお子さんは日の出保育園にいらっしゃるわけなんですけれども、ほんとに通報を同時にですね、消防署のほうに通報をして、救急車を呼んでっていう中での対応になるというふう聞いております。

**委員長** 今回はアレルギー食を確認をするのが、担当の先生1人だけで確認をしてしまって、誤って食べさせ

てしまったっていうことがあるんですが、その確認作業は実際に現場、学校現場なりではどうやってやっているのかお聞きしたいと思います。

**教育総務課長** アレルギー食の確認ですか。

**委員長** はい、アレルギー食。除去食をあげるというところで。

**教育総務課長** 家庭からの申し出や相談ももちろんあるわけでありましてけれども、最終的には医師からの診断書、どういったものが含まれると特に。

**委員長** 済みません、実際の給食現場で、担任の先生が1人で確認して誤ったものをあげてしまったっていうことが今回の原因というふうに報道されてますので、その現場の状況。

**教育総務課長** そういうことですか。その点につきましては、担当係長から説明させます。

**学校支援担当係長** お願いします。アレルギー除去食につきましては、特別な献立表をつくりまして、それに基づいて調理室で調理をしているんですけども、できあがったものにつきましては、クラスと名前のシールがありまして、この子についてはこれが除いてありますというシールをつけまして、それを一人ごとお盆に乗せまして、それで手渡すようにしております。以上です。

**委員長** ありがとうございます。保育園はわかりました。済みません、今回は、おかわりをほしいってということで、最初に食べたのはアレルギー食を食べたんですけど、おかわりを渡す時に担任の一人の先生が確認せず出してしまったということなんで、その点。

**こども課長** 保育園の場合には、一度全部をもう配ってしまって、後おかわりってあんまりないんですけども、ただお子さんだもんですから、引き渡しは今、学校と同じようにですね、担任の先生とそれから調理員さんのところで、アレルギー食の除去について確認をしながら、受け渡しをしてサインをしてっていうことでやっているんですけども、持ってきても子どもさんたちって、隣でおいしそうなもの食べてると手出して食べちゃったりするもんですから、そのアレルギーの症状によってですね、あまりにもお友達のもを食べちゃうとまずいっていう場合には隔離をしてですね、1人保育士がついて、そちらのほうで一緒に食べてる。要するに、お友達のもをあまり見ないようにですね、隔離してやっているということで現場では対応しております。

**委員長** ありがとうございます。

**鈴木明子委員** 283ページで中学校の保健室のエアコンの予算化がされてるわけですけども、これで保健室については、小中全部エアコン設置は済むってことでよろしいんでしょうか。

**教育総務課長** 平成25年度で小中ともに全部完了ということでございます。

**鈴木明子委員** はい。

**委員長** よろしいですか。ここまで、ほかにございますか。

**永田公由委員** 卒業式がぼつぼつね、近くなってきてるんですけど、市内の小中学校の一部でちょっと問題があって、荒れてるというような学校があるといううわさをちょっと聞いたんですけど、その辺はあれですか。教育委員会のほうでは把握されてます。

**教育総務課長** 子供たちの様子ということで、学校全体の様子という。

**永田公由委員** そう。

**教育総務課長** 報告はいただいております。

永田公由委員 おります。

教育総務課長 はい。

永田公由委員 それで対応はされてるということですね。

教育総務課長 恐れ入ります、どのケースかっていうのが。いろいろございまして、幾つかあるもので。

永田公由委員 あるということ承知だけしてくれりゃ、報告が上がってきてもいいんだよ別に。

教育総務課長 対応はさせていただいております。

委員長 よろしいですかね。それでは、今、幼稚園費までに関しては、質問は以上でよろしいですか。

なければ、本日はこれで終了といたします。またあすは続きから、よろしく願います。ありがとうございました。

午後5時00分 閉会

平成25年3月6日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 山口 恵子 印